

14-16世紀ケルンにおけるツンフト制度の変質過程： 中世後期ケルンの「経済構造の転換」の基礎課程

田北，廣道

<https://doi.org/10.15017/4475268>

出版情報：経済学研究. 46 (4/5), pp.317-348, 1981-10-10. 九州大学経済学会
バージョン：
権利関係：

14—16世紀ケルンにおけるツンフト 制度の変質過程

——中世後期ケルンの「経済構造の転換」の基礎過程——

田 北 廣 道

目 次

はじめに

第1章 親方相互間の関係の変化

第2章 親方・職人間の家父長制的関係の変化
結びにかえて

はじめに

本稿の主要なねらいは、14—16世紀ケルンのツンフト制度の変質過程を、(1)正規の共同体構成員として法的には一応対等の関係に立っている親方の相互間の関係の変化、(2)それまでは親方の家経済内に完全に包摂され、保護と忠誠といった人間的絆によって互に固く結びつけられながら、いわゆる家父長制的関係下にその生活の再生産を余儀なくされていた職人とその親方との間の関係¹⁾の変化、という両面について

検討を加えていくことにある。この問題へのアプローチに際して選択された対象と時代とに関する説明に移る前に、ツンフト制度についてこのような基本的研究を必要としている事情について、一昨年 F. Irsigler 教授によって発表された14・5世紀ケルン社会経済史に関する包括的文献、『14・5世紀における都市ケルンの経済的地位。中世後期の輸出工業・遠隔地商業都市の構造分析』²⁾に則しながら、簡単に触れておきたい。

緒言の中で明らかにされているように、当著のねらいは、まずこれまでの中世ケルン経済史に関わる諸研究にあって、比較的等閑に付されてきた手工業発達史の問題に光を当て、とりわけ繊維・金属加工・皮革工業に代表される輸出

1) 職人が、特定職種に関する技術の伝授者としての、また同時に糧主としての親方との間で取り結ぶ家父長制的諸関係という問題については、次の諸研究を参照されたい。F. Göttmann, *Handwerk und Bündnispolitik. Die Handwerkerbünde am Mittelrhein vom 14. bis zum 17. Jahrhundert.* (Frankfurter Historische Abhandlungen, Bd. 15) Wiesbaden 1977. O. Brunner, Das „ganze Haus“ und die alteuropäische „Ökonomik“. in: Brunner, *Neue Wege der Verfassungs- und Sozialgeschichte*. 2. Aufl., Göttingen 1968, S. 103-127(「全き家」と旧ヨーロッパの「家政学」、『ヨーロッパ——その歴史と精神』石井・石川他訳、岩波書店1974に所収。151-189頁)。G. Schanz, *Zur Geschichte der deutschen Gesellenverbände*. Leipzig 1877,

S. 3-5. E. Mummenhoff, *Der Handwerker in der deutschen Vergangenheit.* (Monographien zur deutschen Kulturgeschichte. Bd. 8) Leipzig 1901, S. 74-76.

2) F. Irsigler, *Die wirtschaftliche Stellung der Stadt Köln im 14. und 15. Jahrhundert. Strukturanalyse einer Spätmittelalterlichen Exportgewerbe- und Fernhandelsstadt.* (Vierteljahrschrift für Sozial- und Wirtschaftsgeschichte, Beiheft, 65) Wiesbaden 1979. なお、本著において展開された構想の輪郭については、既に Irsigler, *Kölner Wirtschaft im Spätmittelalter.* in: *Zwei Jahrtausende Kölner Wirtschaft.* (Hrsg. v. H. Kellenbenz) Bd. I, Köln 1975, S. 217-319, の中で紹介されていたが、本著には、その後発表されたワイン取引などに関する研究の成果が盛り込まれており、一層裕かな内容となっている。

向手工業を対象として、それがもつ構造を豊富な統計資料を駆使しながら詳細に解明し、次いでそこで得られた諸結果に基づきながら、輸出向手工業の展開と密接な絡み合いを見せる遠隔地商業をも含めて、この期のケルン経済が全体として構造転換を遂げつつあったことを力説することになった。なお、こうした構造転換は、様々な領域次元で進行したと言われるが、その中で本稿で取扱う問題との関連で特に重要だと思われる点だけを挙げれば、次の通りである。

まず、この時期の輸出向手工業諸部門で支配的な生産組織となっていたのは、問屋制度であった。すなわち、狭隘な技術的基礎と、「小経営的な手工業組織³⁾」という制約の中で、大量の市場向け生産は、問屋制度を媒介として初めて可能となったと言うのである。その際著者はその担い手として、「中世における問屋制度の標準的形態⁴⁾」と呼ばれるような、原料前貸と製品買占とを基本関係としつつ経営を組織する商人＝問屋主と、多少とも手工業経営に足場をもつような手工業者＝問屋主とを、挙げている。

次に、これら問屋主によって指導されながら、一方では、新旧手工業部門間での隆替が——輸出向手工業中筆頭の地位を占めて来た羊毛工業の後退と絹工業の急速な成長という事例に端的に表現される——他方では、それと並行した形で進む、同一手工業部門内部における工程間での隆替（加工・仕上工程への特化傾向）が——羊毛工業内で見られる織布工程の後退と染色・剪毛工程の成長とが典型的な例となる

——進行したという。その際、加工・仕上工程への特化傾向は、上記問屋主を通じて、周辺の中小都市や農村との間に分業圏 *Wirtschaftseinheit* が形成され、そこから低廉かつ安定的に中間製品が供給されるという条件が整ってくるに従って顕在化してくるという。

ところで、この時代のケルン輸出向手工業を特徴づけるような、問屋制度の広汎な展開と仕上・加工工程への特化といった方向での変化は、いずれも親方手工業者あるいは彼等が職種別に結成した共同体であるツンフトの利害と真向から対立する問題を含んでいるように思われる⁵⁾。すなわち、対内的平等と対外的独占との達成をはかるツンフトは、内外における問屋制的関係の形成に強く抵抗するはずであり、また原料生産を担当して来た諸ツンフトも、問屋主側の中間製品輸入と仕上加工工程への特化といった動きに対しても頑強な抵抗を示したはずであろう。しかし、14世紀後半ケルン羊毛工業の発展を担ってきた織布工ツンフトが一連の運動を通じて、毛織物の切売権を独占していた羅紗商や外国産毛織物を取扱う商人層と鋭く対立した事件⁶⁾を除けば、この種の利害対立はあまり知られていないのである。

以上の点からも明らかなように、Irsigler が強調した経済構造の転換と、ツンフト制度の変容とは、並行し絡み合いながら進行する過程であり、従って本来一対の問題として合わせ検

3) Irsigler, *Die wirtschaftliche Stellung*, S. 321.

4) *Ebenda*, S. 4.

5) ケルンツンフト制度に関する学説の中で、これまで、手工業研究にとっての基本的史料集 *Die Kölner Zunfturkunden nebst anderer Kölner Gewerbeurkunden bis zum Jahre 1500*. 2 Bde., Bonn 1907, の編者 H. Loesch に代表されるように、この時期親方手工業者の自立性は極めて強かったとする見解が支配的であったからである。

6) 拙稿「中世後期ケルン羊毛工業の展開過程——《ツンフト闘争》期の諸利害」, 九大経済論究, 39, 1977. 53-79頁, 参照。

討を加えるべき性質のものと思われる。しかし、ケルンツンフト制度に関するこれまでの諸研究は、いずれも史料の静態的分析方法に基づきながらいわゆる生業説を確認するに留っており、到底経済の構造転換といった動態的分析に利用はできないのである。こうした事情からか、Irsigler は手工業関係の問題に取り組むに当たってその手掛りを、確かにこの分野では最も豊富な研究の蓄積をもつとはいえ、ケルンとは全く異った条件を備えたニュルンベルクに関する研究に求めている⁷⁾が、そのためか第1章で簡単に触れるように、14—16世紀の発展を一貫

した仕方で説明できないなど、幾つかの困難に陥っているのである。

以下においては、中世末以降進行したケルン経済構造の転換と密接な関係に立つ、ツンフト制度の変容の問題を、皮革工業関係の諸ツンフトに素材を求めながら追求していくが、その前に対象の選択に当たって考慮した事情について簡単に触れておきたい。

(1) 筆者は、先にケルン絹工業、バルケン工業を対象としながら、14・5世紀ツンフト制度の変容過程を、親方相互間の関係の変化という面について考察したことがある⁸⁾。その際確認された点を略述すれば次の通りである。この時期親方層の分解が急速に進行しており、一方の極には、既に小生産者としての性格を喪失して、工賃織布工 Lohnwerker と呼ばれるような下層の親方の一群が、他方の極には、集積した徒弟労働力をもとに組織した自営作業場を拠点としながら、同時に上記下層親方層に対しても問屋制的支配を繰り広げるような少数の織布

7) ニュルンベルクのツンフト制度史に関する優れた研究を発表している H. Lentze の見解に従えば、ニュルンベルクのツンフト (Handwerk と呼ばれる) は、1348年ツンフト革命の翌年起きた都市貴族側の反動を境として、徹底した形で当局からの規制を受け、自治権を完全に奪われたと言われており、15世紀以降様々の次元で自治権を制限されてきたとはいえ、未だ内部問題に対する決定権を保持していたケルンのツンフトとは、大きく性格を異にしていると思われる。Lentze, Nürnbergs Gewerbeverfassung im Mittelalter. in: *Jahrbuch für fränkische Landesforschung*, 24, 1964, S. 207-281. Ders., Nürnbergs Gewerbeverfassung des Spätmittelalters im Rahmen der deutschen Entwicklung. in: *Beiträge zur Wirtschaftsgeschichte Nürnbergs*. Bd. II, Nürnberg 1967, S. 593-619. なお、ついだがながら、この機会に指摘しておきたい点がある。それは、Irsigler によって問屋制度の形態やそれと遠隔地商業との絡み合いについて言及される際には、常に引き合いに出されてきた H. Aubin の研究は、近年次に挙げる点で根本的に批判を受けるに至っており、従って Irsigler による問屋制度の捉え方自体にも問題が生じてくることである。Aubin の場合、15世紀末葉以降、親方層分解と職人の身分的固定化とが進展した結果、出来高払いで働くような手工業者 Stückwerker 層が数多く形成されてくる事実を指摘しながらも、有力な手工業者や商人が彼等との間に取り結ぶような関係を、親方手工業者を相手とした真の前貸支配から峻別して、そうした現象と問屋制度拡張との間の関連性を認めようとしな。これに対して、H. Kellenbenz, R. Stahlschmidt, R. Endres は、いずれもそれら小生産者としての性格を喪失した手工業者の数の増加と問屋制度の拡張との間の密接な関連性を強く

主張しているからである。Aubin, Die Stückwerker von Nürnberg bis ins 17. Jahrhundert. in: *Beiträge zur Wirtschafts- und Stadtgeschichte. Festschrift für Hektor Ammann*. Wiesbaden 1965, S. 333-352. Ders., Formen und Verbreitung des Verlagswesens in der Altnürnberger Wirtschaft. in: *Beiträge zur Wirtschaftsgeschichte Nürnbergs*, Bd. II, Nürnberg 1967, S. 620-668. Kellenbenz, Nürnbergs Wirtschaftsleben im Zeitalter von Willibald Pirckheimer. in: *Jahrbuch für fränkische Landesforschung*, 31, 1971, S. 53-67. Stahlschmidt, Der Streit der Nürnberger Messerer 1557. Eine Quelle zur Geschichte des Verlagswesens. in: *Mitteilungen des Vereins für Geschichte der Stadt Nürnberg*, Bd. 59, 1972, S. 172-197. Endres, Zur Lage der Nürnberger Handwerkerschaft zur Zeit von Hans Sachs. in: *Jahrbuch f. fr. Lf.*, 37, 1977, S. 107-123.

8) 拙稿「14・5世紀ツンフト制度の変容について——ケルン綿、絹工業を中心として——」九大経済学会『経済学研究』, 第44巻2・3号, 1979, 95-119頁, 参照。

工＝織元が形成されており、さらにツフト外に上記の工賃織布工を基礎としながら、しかも都市当局からの公認を背景に、成員権を取得することもなく生産を組織することを許容された商人＝織元が形成されていたのである。

ところで、絹、バルケント工業は、いずれも原料の供給・製品の販売ともに、遠隔地市場に依存する奢侈品工業に属している。本稿で対象とする皮革工業の場合、主要な原料である皮の大部分は、食肉用として市内に持込まれる家畜から副産物として入手され、またその大半が大衆品に属する製品は、ケルンないしはその近隣で容易に市場を見出したと言われており⁹⁾、従って生産から販売に至るまでほぼ百パーセント遠隔地市場に依存せざるをえなかった絹、バルケント工業とは、初発から全く対照的な経営構造を備えていたと考えられるからである。

(2) 皮革工業はこの期のケルン輸出産業の中にあって、確かに繊維・金属加工の両工業には及ばなかったとしても、重要な地位を占めていたという点が次に指摘される。1478年鞣皮仕上工が都市当局にそのツフト規約の公認を申請した件について、市参事会が行った事情聴取の記録¹⁰⁾に従えば、同年市内で皮革工業に従事する手工業者の数は、親方だけで400-500名を数えると言われる。Irsiglerはこの数字をもとに、職人・徒弟を含めた手工業者総数を2000-3000と見積っているが¹¹⁾、その家族数も合わせて考えた場合、当時の人口4万のおよそ

1割にも相当したと思われるのである。

(3) ツフトにおける内部諸関係の変化、とりわけ親方・職人関係の変化を追っていく上で、皮革工業について比較的資料の保存状況が良好であるという点が、挙げられる。

ただ、その際あらかじめ注意しておかねばならないのは、他のドイツ諸都市と比較した場合14-16世紀ケルンにおいては、そもそも職人問題自体が本格的展開を見せるには至らなかったという点である。すなわち、職人に対する歴強強制に関しては、それが一般化と言われる16世紀中葉になっても¹²⁾、ケルンではほとんど見られず、また親方・職人間の利害対立を象徴的に表現する職人組合運動も決して尖鋭化した形では展開していないのである。

とはいえ、職人による組合結成の動きについてはこの時期数例知られており、Loesch編の史料集から判断する限り、次の4ツフトで確認される。縮絨工(1402)、皮鞣工(1452)、靴屋(1495)、鞣皮仕上工(1515)¹³⁾がそれであるが、そのうち縮絨工を除く3ツフトがいずれも皮革工業関係の職種に属しているのである。

最後に、史料の保存状況に触れながら、本稿における研究手順について簡単に述べておきたい。

9) この問題については、A. S. Pock, *Die Kölner Gerberei bis zum Ende der reichsstädtischen Zeit*. Diss., Siegburg 1929, S.9 ff.。B. Kuske, *Kölner Wirtschaftsentwicklung in älterer Zeit*. in: *Köln*. (Hrsg. v. der Stadt Köln) 1948, S. 89-142, (とりわけ, S. 111 ff.)を参照されたい。

10) Loesch, II, S. 317-321。

11) Irsigler, *Die wirtschaftliche Stellung*, S. 225。

12) G. Schanz, *Zur Geschichte der Gesellenwanderungen im Mittelalter*. in: *Jahrbücher für Nationalökonomie und Statistik*. 5. Jg., 1877, S. 313-345, とりわけ S. 342。

13) 縮絨工, 皮鞣工, 靴屋, 鞣皮仕上工についての史料はそれぞれ, Loesch, II, S. 503, S. 333-4, S. 414-5, S. 322, に所収されている。これ以外に1465年市参事会が一般法令の中で, 新規に職人組合を結成することを禁止した事例が知られている。W. Stein, *Akten zur Geschichte der Verfassung und Verwaltung der Stadt Köln im 14. und 15. Jahrhundert*. Bd. II, Bonn 1895, S. 385 にその史料は所収。

1396年ツunft革命後作成された、都市基本法という性格をもつ同盟文書 *Verbundbrief* の規定に従えば、皮革工業に関しては10ツunftが確認されており¹⁴⁾、分業の高い進展度を窺わせている。その中で、14-16世紀を通じて資料の保存状況が質量ともに優れているのが、皮鞣工とベルト加工師とについてである。この両者について保存された史料は、とりわけ親方相互間の関係の変化を見る上で絶好の素材となっている。その中でも16世紀皮鞣工について残るツunft記録簿 *Amtsbuch*¹⁵⁾は、絹織物工ツunftの例¹⁶⁾を別とすれば、ツunftの内部関係の変化を統計的に把握することを可能にしている唯一の史料となっており、その意味から極めて重要である。

他方、親方・職人関係に生じてきた変化について情報を与える史料は少ないが——特に、14・5世紀については断片的な証言しか得られない——、その中で16世紀後半白鞣工ツunftについて、この問題についての詳細な内容を含むツunft規約¹⁷⁾が保存されていることは、次に挙げる理由から極めて有利だと思われる。すなわち、白鞣工は上記の皮鞣工とは別個のツunftを結成していたとはいえ、職種的に

は互いに重なり合っており¹⁸⁾、しかも手工業生活を律する規則・慣習の面でも相互に密接な関係に立っていたことが¹⁹⁾知られており、従って、ここに保存された規約と皮鞣工ツunft記録簿とを補完的に利用することで、ツunftの内部関係の変化を一貫して追求することが可能となると考えられるからである。

このような史料の伝来状況に鑑みて、以下においてはまず親方相互間の関係の変化を16世紀については皮鞣工、14・15世紀についてはベルト加工師に代表させながら追究し、次いで、白鞣工ツunft規約を中心に、親方・職人関係の変化の検討に移ることにする。

第1章 親方相互間の関係の変化

I. 皮鞣工ツunftの場合

資料分析に進む前に、ケルン皮鞣業を扱った代表的諸研究に含まれている問題点について簡単に触れておきたい。それは、その問題点の指摘を通じて、この時期の手工業史を考察する場合、ツunft制度に生じた根本的変化を的確に把握していることが不可欠の前提条件であるということ、象徴的に示していると考えられるからである。

その問題点とは、この時期ケルン皮鞣業がたどる発展の状況と、親方手工業者が置かれていた社会経済的状况という2点をめぐって、先に触れた通り、中世末ケルンの経済に関する包括

14) 白鞣工 (*Weißgerber*)、毛皮細工師 (*Kürschner*)、鞍作工 (*Sattler*)、革紐細工師 (*Riemenschneider*)、ベルト加工師 (*Gürtelmacher*)、鞣皮仕上工 (*Lederconreider*)、袋物師 (*Beutelmacher*)、靴屋 (*Schuhmacher*)、皮鞣工 (*Lohgerber*)、鞆作工 (*Taschenmacher*)、引具作工 (*Kumtmacher*)、の10ツunftがそれだ。Loesch, I, S. 148-9。

15) この史料は、現在ケルン歴史資料館 *Historisches Archiv* に保存されているが、その分類番号は、*Zunft-Akten* (以下、Z-Aと略す) 308、である。

16) H. Koch, *Geschichte des Seidengewerbes in Köln vom 13. bis zum 18. Jahrhundert. Staats- und sozialwissenschaftliche Forschungen*, 128, Leipzig 1907, S. 68。

17) Z-A 33。

18) 皮鞣工と白鞣工とは、互いに加工を施す皮の種類 (前者は、牛皮、後者は、子牛皮と羊皮) と、その際使用する鞣皮用剤 (前者は樹皮末、後者は明バン) との点で区別されるだけであり、前者が後者を兼ねることが多かったと言う。Pock, a. a. O., S. 8。

19) 1498年鞣皮仕上工が、商人のためにする工賃仕事を禁止する旨決定を下したとき、1454年皮鞣工ツunftの決定にならった事例が、それを端的に表現している。Loesch, II, S. 476。

的研究を著わした Irsigler と、1929年にケルン皮鞣業発達史に関するモノグラフィを発表した Pock との間に、決定的な意見の対立があるということである。まず、第1点について、前者が、中世末皮鞣業は市内の皮革加工関係の手工業者からの需要に答えられるだけの発達を示しておらず、とりわけ低地地方など外部から大量の鞣皮が輸入されるという事情が、その展開にとって大きな障害となっていたと考えるのに対して、後者はその全盛期が16世紀にあったとしても、17世紀初頭から皮鞣用水車の利用が普及するにつれ、自然の条件に恵れた Eifel や Mosel 地域へ生産の中心が移るまでは、ケルン皮鞣業は順調な発展を示していたと見なしている。また第2点について、Irsigler が14・5世紀親方手工業者は、皮取扱商人や靴屋など非ツunft成員からの問屋制的支配に完全に服していたとして、彼等の経済的従属性を強調するのに対して、Pock は、彼等は経営に不可欠な広大な空間を備えた仕事を所有し、そこを拠点に大規模な輸出向生産を組織するなど、自立性・富裕度ともに高かったと考えているのである。

ところで、両者がそれぞれ自説の論拠として挙げた史料とその処理方法とは残念ながらいざいざも説得力に欠けていると、言わざるを得ないのであるが、ここではその詳細には立ち入らない²⁾。ただ、ここで次の点だけには注意を喚起

しておきたい。それは、Pock が上記2点を力説するに当って依拠した史料のほとんどが16世紀以降の時代に属しているということである。この点は、その見解が妥当する時代が、16世紀以降に限定されることにも繋がると思われるだけに重要であろう。この点について、Irsigler は、「16世紀に諸関係は変化したように思われる³⁾」と述べ、15・16世紀の交に、皮鞣業の発展と親方手工業者の地位との上に決定的転換が生じたことを示唆している。しかし、15世紀後半まで非ツunft成員からの問屋制的支配に服して来た皮鞣工が、わずか一世代後には輸出向生産を大規模に組織するまで急上昇するその契機に関しては、Irsigler も口を閉ざしたままである。

筆者は、中世末を境として、そのような決定的転換が生じたと思えず考え方自体にそもそも疑問を感じており、むしろこの時期を通じて一定方向での発展があり、従って一見相対立するかのようと思われる両見解も、何らかの方法で整合的に説明されると考える。そして、この複雑な絡み合いを見せる問題を解く鍵が、ツunft制度の変容という視座だと思われる。以上の問題点を念頭に置きながら、皮鞣工ツunftの変容過程について検討を加えていこう。

14・5世紀皮鞣工ツunftのもとの、親方層の分解は、それが典型的に確認されるような、後述のベルト加工師ツunft、あるいは鞣皮仕

1) Pock の見解は、近世初頭ケルン経済史に関する包括的な論文を発表した H. Kellenbenz によっても継受されている。Ders., *Wirtschaftsgeschichte Kölns im 16. und beginnenden 17. Jahrhundert.* in: *Zwei Jahrtausende Kölner Wirtschaft*, (Hrsg. v. H. Kellenbenz) Bd. I, Köln 1975, S. 321-427, とりわけ S. 359 f.

2) Irsigler による論証に含まれる問題点をひとつだけ挙げておこう。Irsigler が、皮鞣工の従属性を強調する際依拠していたのは、15世紀後半以

降保存されている関税記録の中に、この時期知られている親方の名が、全く見られないという事実である。しかし先にも触れた通り、原料の大部分は、屠殺後の家畜から副産物として得られたと言われており、しかもそれら食用家畜に賦課される消費税(屠畜場の使用料を含む)は、そもそもこの関税記録には記載されていなかったのであるが、ここではこの点が看過されている。Irsigler, *Die wirtschaftliche Stellung*, S. 217-224.

3) Irsigler, *Kölner Wirtschaft*, S. 257.

上工ツフフト⁴⁾の例と比較した場合、決して明瞭な形で見られるとは言い難いが、それでも幾つかの史料からは、14世紀末以降ここでもそれが進行していたことを窺い知ることができるのである。例えば、1397年規約で原料先買・買占禁止を規定した第10項においては、『貧しき成員も富める者と対等の条件下にあるよう⁵⁾』とあり、それは14世紀末に成員相互間に貧富の差が広がっていたことを明示しており、さらに1465年『ツフフトの誰もが、十分な生業を営めるように⁶⁾』という名目下に、それまで親方ひとりにつき許容されていた職人・徒弟数4を⁷⁾3名に減じたことは、前記の成員間の財産分化が経営規模の格差に基づいていたということを示唆している。

しかし、この時期について保存されている史

料から判断する限り、皮鞣工ツフフトの主要な関心は、成員相互間の関係というよりは、むしろ成員に対して問屋制的支配を繰り広げ始めていた非ツフフト成員、すなわち皮取扱商人と靴屋との間の関係の調整に向けられていたようで、1437・52・54・65年と相次いで、彼等のために成員が行う工賃仕事の禁止をうたった規定が打ち出されているほどである⁸⁾。しかしその場合でも、ツフフト側のそれら部外者に対する対応の仕方は、ただ一方的に上記の関係を禁止するのではなく、1437年規約第3項に『ツフフトの成員のうち、商人のために皮鞣仕事を行った者は、規定の罰金刑に処すものとする。但し、その商人が1397年規約（第1項）の規定に従って、既に成員権を取得している場合については、その限りにあらず⁹⁾』とある通り、成員権の取得を条件に積極的に彼等との間の問屋制的関係を認めていったのである。それは、一方で成員相互間で取り結ばれる問屋制的関係を合法化したという意味で、また他方で、それまで親方手工業者を頂点とし職人、徒弟と徒弟制度に従って階序制的に組立てられてきたツフフト内に、特定職種に関する知識も技術も備えない商人層が、しかも親方と同等の正規の共同体構成員という資格で加えられた、という意味でも重要である。

なお、このように特定職種に属する原材料や製品を取扱う商人、あるいは特定のツフフトで既に成員権を所有していながらも他の職種に属する原材料・製品をも取扱うような手工業者に対して、特定職種を代表するツフフトの成員権の取得を認可強制する規定は、この期の皮革工

4) 中世末皮革工業関係のツフフトにあって、そのほとんどで親方層分解が進行していたことは確認されるが、その中でもこの鞣皮仕上工ツフフトは、その進行具合を数量的に把握することを可能にしている史料が保存されている、という意味で重要なのである。この史料とは、先に本文中で若干触れたが、1478年ツフフト側が都市当局に対して、その規約の公認を申請した件につき、市参事会が行った事情聴取の記録である。それに従えば、この時期ツフフトに結集していた50余名の親方のうち、生産を主導していたのは、わずか10-12名の《Hauptmeister》と呼ばれる富裕な成員だけであったという。またこの記録には、規約公認の賛否に関する、靴屋、ベルト加工師ツフフトからの申し立て事項が含まれているが、それに従えば、それら少数の有力成員を利害代表者とする鞣皮仕上工ツフフトが、この年、強く営業の独占権を主張した動きの根底には、それを通じて『価格の引き上げ durren』を達成しようとする意図が隠されていたと言うのである。この証言は、親方層分解が広汎に進行する中で、ツフフトがカルテル的な性格を露わに見せ始めたことを明示しているという点で、極めて貴重だと言わねばならない。Loesch, II, S. 317-321。

5) Loesch, I, S. 135。

6) Loesch, II, S. 336。

7) 1437年市参事会法令、第4項に含まれている。なお、当史料の性格規定については、本文中、ツフフト記録簿の構成(2)を参照。Loesch, II, S. 333。

8) それらの史料は、それぞれ、Loesch, II, S. 332-333, S. 333-334, S. 335, S. 335-337, に所収されている。

9) Loesch, II, S. 332。

業関係のツフフトにあって皮鞣工以外にベルト加工師・革紐細工師・靴屋といった比較的成員数の多い有力な3ツフフトで見られる¹⁰⁾。その中でとりわけ、ベルト加工師ツフフトと革紐細工師ツフフトとの間では、この問題をめぐって15世紀後半から16世紀を通じて繰り返し係争が生じて、その都度市参事会からの仲裁裁定を仰ぐ結果を招いているが、この関連で残されている資料が前記の問題の考察にとって絶好の素材を提供していると思われるので、その詳細な検討はその場に譲ることとする。

16世紀に関しては、ケルン歴史資料館に保存されている数多くの史料の中にあつて、前記のツフフト記録簿が決定的重要性を持っているわけだが、まずその構成を示せば次の通りである。

ツフフト記録簿の構成

- 1) ツフフト首長 (Amtsmeister) 名簿 1502-98¹¹⁾。ここでは、『1509年 St. Remis の日(10月1日) 皮鞣工ツフフトにおいて、Arnult van Aich が首長に選出され、ツフフトより99グルデン、1グルデンは4マルクに相当する、を受取る。Arnult のため Clais van Esche と Marp Cassel の両名が保証人を引受ける』、といった形式に従つて、新規に選出された任期一年の首長2名¹²⁾の氏名が列記されている。1502-98年の総数194のうち、1512・15・67年につき、それぞれ一人の名が判読不可能な以外は、完全な形で名簿が保存されている。
- 2) 1397, 1437年両ツフフト規約の写本¹³⁾。1397年規約は、Loesch, I, S. 134-5に、1437年規約は、同じく Loesch, II, S. 332-3に所収される。
- 10) ベルト加工師については、1397年規約第4項で (Loesch, I, S. 99)、革紐細工師については1465年前者との係争に際して都市当局が下した裁定の中で (Loesch, II, S. 348-349)、また靴屋については、1397年規約第3項で (Loesch, I, S. 160)、その旨規定されている。
- 11) Z-A 308, S. 1-73。
- 12) 1397年規約第3項の規定に従つてツフフト首長選挙は実施されている。Loesch, I, S. 134。
- 13) Z-A 308, S. 74-83。

ている。ただ、ここで注目されるのは、Loesch が後者を、ツフフトからの要請を受けた都市当局が上から交付した市参事会法令 Verordnung に分類しているのに対して、ツフフト側はそれを、一貫して当局からの承認を受けた規約 Amtsbrief として扱っている点である。この点は、その文書が前述の通り、商人によるツフフト成員権の取得を合法化した規定を含むなど、この期のツフフト制度の変容について考える際に極めて重要な史料となっていたことを考慮するとき、一層興味深い。ここでは、1437年の文書の性格規定という点につき、ツフフト側の自主性を強調しておきたい。

3) 1538年のツフフト決定¹⁴⁾。

ここでは、ツフフト成員の総意に基づいて次の4項目が決定されている。①徒弟の修業年限は3年とすること、②親方は、徒弟を採用した後8日以内にツフフト首長のもとに届出、同時に徒弟名簿に記録すること、③特別の理由もなく親方のもとから逃走した徒弟は、最初から修業をやり直すべきこと、④仕事を求めてケルン市内へ来たような他所者職人については、ケルン内で3年間の修業を終えた徒弟と同等の技倆を備えていると認められる場合だけ、雇用されること。このうち①-③には、『徒弟 Leyrknecht』、④には『他所者職人 fremde knecht』、という項目名が付記されている。このうち①は、1397年規約第2項においては、徒弟が採用された時点でツフフトに納入すべき修業料が挙げられていただけ¹⁵⁾で、修業年限についての規定が欠如していた点を、明確に3年と限定した点で特徴的である。

4) 親方名簿 1536, 49, 58, 68, 75, 83, 89年¹⁶⁾。

『1549年ケルン皮鞣工ツフフトの親方の氏名を記せば以下の通りである』、あるいは、『1583年ケルン皮鞣工ツフフトにおいて St. Remis の日に50名の親方がいるが、その氏名は以下の通りである』、という形式に従つて年長・古株の成員から順次列記された名簿が、上記の年度につき残っている。名簿に名を挙げられた成員のうち、十字架の印が付記されている、従つて死亡した者、および横線で消された(恐らくは何らかの理由で成員権を喪失した)者、の数を総数から差

14) Z-A 308, S. 84-87。

15) Loesch, I, S. 134。

16) Z-A 308, S. 88-111。

14-16 世紀 ケルンにおけるツフフト制度の変質過程

表 (1)

年 度	親 方 数
*1465	29
1536	39
1549	40
1558	35
1568	40
1575	51
1583	50
1589	57

〔註〕

1) *1465 年については、同年のツフフト決定に署名した親方数を挙げたが、それは必ずしも親方総数を表わしてはいない。前記の文書は、Loesch, II, S. 335-7 に所収されている。

2) なお、ケルン皮鞣工業史に関するモノグラフィを著した Pock は、この資料に基づきながら、16 世紀の親方数を 60~67 と数え上げており (Pock, a. a. O., S. 49), また近年 Kellenbenz もその説に従っているのだが (Kellenbenz, a. a. O., S. 359), 死亡した、あるいは成員権を既に喪失した者の数をも含めた数を、実際の親方数と取り違えたもので、明らかに誤りである。

し引いた数が、その年次の親方総数を表わしている。それを表示したのが表(1)である。

5) 徒弟名簿 1538-98 年¹⁷⁾。

前記1538年のツフフト決定 (3)―②参照) に従って、採用された徒弟は、8 日以内にこの名簿に記録される。その際、『1597 年 Rainart van Munster は一人の徒弟を採用した。その名を Werner van Langersdorp という』、あるいは、『1568 年 Conrait Kessell は徒弟 Walter van Peyr を雇用し、1 グルデンを (ツフフトに) 支払う』、といった形式に従って、親方と徒弟との名前が並記されている。なお、親方は徒弟登録時に、ツフフトに1 グルデン (1397 年規約第 2 項の規定に従えば、2 フィアテルのワイン¹⁸⁾) を支払うのが常であった。1538-98 年の 61 年間に採用された徒弟総数 295 のうちには、徒弟名が欠如したもの 10 例、Jan 等とだけ記載されただけの不完全なもの 7 例、『親方のもとに留ることができなかった』と明記されている 1 例が含まれているが、その 295 名の採用状況を 5 年毎に集計・表

表 (2)

年 度	徒 弟 数
1538—1542	23
43— 47	44
48— 52	25
53— 57	33
58— 62	23
63— 67	18
68— 72	38
73— 77	2
78— 82	31
83— 87	18
88— 92	17
93— 98	23
計	295

示したのが表(2)である。

6) 1526, 32, 36, 43, 49¹⁹⁾年の各ツフフト決定。

5) まだがツフフト記録簿の主要な構成部分であるが、それ以外にツフフト首長名簿と徒弟名簿との合間に、ツフフトによる決定事項が適宜挿入・記載されている。その要旨を年代順に記せば以下の通りである。

① 1526 年ツフフト首長による財産管理に関する諸決定。イ) ツフフト財産の管理権引継ぎに際しては、必ず 2 人の保証人を立てるべきこと。ロ) 財産引継ぎ当日には、ツフフト集会を開催すべきこと。ハ) 財産は、《gewicht bescheid gold gulden》なる鑄貨で所有さるべきこと。ニ) 財産の引継ぎは、期日通りに実施さるべきこと。ホ) 財産引継ぎと年次会計報告には、『徒弟は勿論ツフフトに所属する全ての者』が立会えること。

② 1532 年原料の先買禁止及び非ツフフト成員に対して行う工賃仕事の禁止、に関する決定。

③ 1536 年原料の先買禁止に関する決定。なお、『ツフフトの全成員が一致して』決定したとされる当規定には、20 名の親方が署名しているが、この数字は同年につき保存されている親方名簿にある数字 39 とは大きく食い違っており、その点は注目される²⁰⁾。

19) 26, 32, 36, 43, 49 年のツフフト決定はそれぞれ、S. 13, S. 17, S. 18, S. 139-140, S. 76 に記されている。

20) 1465 年ツフフト決定に署名した親方数 29 をもとに Irsgler は、15 世紀後半のケルン皮鞣業

17) Z—A 308, S. 112-140。

18) Loesch, I, S. 134。

④1543年成員子息・職人による原料購入の禁止及び非ツフト成員のために行う工賃仕事の禁止、に関する決定。

⑤1549年、職人 Meyrs van Kerppen の雇用の禁止に関する決定。理由については、『靴屋のもとで賃金のために皮鞆仕事を行ったため』と、明記されている。

以上のような構成をもつこのツフト記録簿からは、次に挙げる諸点についてツフトの内部諸関係を窺い知ることができる。

第1に、親方名簿と徒弟名簿とを対照することを通じて、親方ひとりひとりの徒弟採用状況が；第2に、ツフト首長名簿と親方名簿（さらには第1の分析から得られた結果）との対照を通じて、ツフト首長職の個々の親方による占有状況が；第3に、徒弟名簿と親方名簿中の新成員名との対照から、規定の修業年限3年を終えた徒弟の親方への上昇可能性の大小が；第4に、親方名簿から父子関係にある成員を探り出すことで——その際、der Junge なる呼び名が付随することが手掛りとなる——成員権の世襲化現象の進行具合が；解明される。

(A)第1の対照結果を表示したのが、表(3)である。

初めに、表(3)の数字上には現われないが、個々の親方による徒弟の採用状況について語る場合、看過できない重要な意味をもつひとつの事実に触れておきたい。それは、徒弟の採用の仕

が市内の手工業者からの需要に見合った量を供給できるまでの展開を見せていなかったことを強調しているが、この事例は、そうした考え方が必ずしも適用できないことを明示しているのである。なお、ここに署名した20名のうち、Jan Kryn については《schomecher》と明記されているが、それは本文中で触れた、商人、靴屋による成員権取得を例示したものと考えられることから、ここで注意を喚起しておきたい。Irsigler, *Die wirtschaftliche Stellung*, S. 220。

表(3) 個々の親方による徒弟採用状況

採用徒弟数	親方数(%)	徒弟総数(%)
0	53 (39.9)	0
1 — 3	49 (36.8)	80 (27.8)
4 — 6	18 (13.5)	85 (29.5)
7 — 15	13 (9.8)	123 (42.7)
計	133 (100)	288 (100)*

〔註〕

- 1) *徒弟名簿に記録された徒弟総数は295であったが、ここではそのうち、親方寡婦 frauwe 5名によって使用されている徒弟数7を、総数から差し引いた。
- 2) 本表におけるランク分けに際しては、まず親方ひとり当りの平均値2.2を基準として選び、次にそれを2、3倍することで得られる数値を大体の境界線としたわけだが、それは、同時にその数字が次の点を示していると思われるからでもある。一人の親方が経営に従事する年数を30~40年と考えた場合、徒弟の修業年数は3年と定められていたわけだから、その生涯のうち経営内に徒弟労働力を保持できた比率という点で、第2グループ1/3未満・第3グループ1/3—1/2、第4グループでそれ以上でほとんど間断なく、といった具合に計算上は捉えられ、経営の大小を判断する基準となると考えられるからである。

方に関わる問題であるが、表(3)の上位グループに属する有力成員については、同時に2~3名の徒弟を、あるいは数年間にわたり1名ずつ徒弟を採用するといった方法が、しばしば見られるという点である。

ところで、この時期の親方の経営を考えた場合、そこで使用される労働力の面では、徒弟と並び職人が重要な構成要素を成していたわけだから、徒弟に関する材料だけに基づいて、個々の親方の経営規模や富裕度について比較を試みる際には、結論は慎重でなければならないが、ここで得られた徒弟の採用状況・方法とに関する結果が、16世紀皮鞆工ツフトで進行した親方間の関係の変化を、明瞭に示している点是否定できないのである。すなわち、そこでは親方層の分解が広汎に進行しており、一方の極

表(4) 採用徒弟数に基づいて分類された親方各層の首長職経験数

首長職経験数 \ 徒弟数	0	1—3	4—6	7—15	親方数	延べ首長職経験数
0	43	9	4	0	56 (42.1%)	0
1	8	26	1	3	38 (28.6)	38 (26.2)
2	2	10	7	1	20 (15.0)	40 (27.6)
3	0	3	5	6	14 (10.5)	42 (29.0)
4—7	0	1	1	3	5 (3.8)	25 (17.2)
親方数	53	49	18	13	133 (100)	
延べ首長職経験数	12 (8.3)	62 (42.8)	34 (23.4)	37 (25.5)		*145 (100)

〔註〕

- 1) ツンフト首長名簿(1502-98)と親方名簿(1536-89)とが保存されている年代には、多少のずれがある関係から、両名簿を対照してこの表を作成するに当たっては、次の点を考慮して首長名簿のうち25年以降の分だけを対象とした。24年以前に首長職に就いた成員名は、36年以降について保存されている親方名簿には全くと言ってよい程現われて来ないからである。
- 2) *1525-98の74年間に首長職に就いた、延べ148名の親方のうち、67年に名前の記載がない例1、また、25、28年の各1名については、親方名簿にその名が見い出せないことから、実際に利用できたのは145名についてだけであった。

には、親方として経営に携わっている期間を通じてひとりの徒弟も採用できない数多く(親方総数のおよそ40%にも達する)の下層の親方が、他の極には、成員全体に占める割合という点では10%にも満たないにも拘らず、徒弟労働力の43%近くを集中する有力な親方層が形成されている。

(B)第1の分析結果をもとに、個々の親方による徒弟採用数とツンフト首長職経験回数との間の関連を表示したのが表(4)である。

ここでまず注目されるのは、ツンフト首長職就任回数の面で見られる親方間の格差は、先の徒弟採用数に現われた格差ほど、大ではないということである。なかでも、第2のグループが上位2グループを凌ぐような形で大きな比重を占めているが、その間の事情は次の点から説明されるように思われる。Pockが指摘しているように、様々な形で多額の出費を要する首長職を務めるためには、まずもって裕かな経済力を備えていることが前提条件とされており²¹⁾、

この点で最も有利な位置にあるのは、有力な親方層である。しかし、彼等にも連続して首長職を務めることは認められていず、従って中位のグループの成員の中から、親方名簿の上位に名を連ねた年長の親方を優先的に選出するという原則が、慣習的に採られていたのである。

しかしながら、上位2グループの成員による首長職占有率も49%と高く、また下層の親方のうち8割が首長職には全く無縁の状態に留っていたことも事実である。前記の1526年ツンフト決定(6-①参照)から明らかなように、一部の有力成員層が、ツンフトの行政・司法・財産権の全般を掌握する首長職を2度・3度と繰り返し務め、それを通じて自らの利害に合致した政策を展開するという事情が、ツンフト財産の管理問題をめぐって、成員総数の40%をも

21) 新たにツンフト首長に選出された親方は、全ての成員の参加した宴会を開くことを義務づけられており、さらに、それまでに首長職を既に経験したいわゆる功勞成員 *Verdiente* に贈物をするのが常であったという。Pock, *a. a. O.*, S. 71-72。

占めるそれら首長職に無縁な下層成員層の反発を招くことになる。これとの関連で、1526年ツフフト決定中に、ツフフト首長が行う会計報告には広く徒弟・職人まで参加が許される旨、明記された点は注目される。すなわち、それは、前記の下層親方層の利害が様々な次元で職人層のそれにより接近していたことを、象徴的に示していると思われるからである。

(C)3年間の修業を終えた徒弟が、その後親方資格を取得する可能性という問題を考える場合、まず言及しておかねばならない点は、次に挙げたような形で直接徒弟による成員権の取得に触れた事例は、1596年徒弟名簿中に見られる2例だけに留まっていることだ。『徒弟 Heynrich van Schleygen は修業年数を終了した後4グルデンを支払う。彼にツフフト成員権が与えられる。』従って、親方名簿と徒弟名簿と

表(5) 修業終了後、徒弟が成員権を取得できる可能性

年 度	新規成員権 取得者数	左記のうちケル ン内修業者数
1536—49	16	3
49—58	15	3
58—68	11	3
68—75	18	4
75—83	11	2
83—89	23	11
計	94	26*(11.0%)

〔註〕

- この表は次の方法で作成された。まず、相前後する年代の親方名簿を比較することを通じて、その間に新規に成員権を取得した成員を抽出する。次いで、徒弟名簿のうち、親方名簿が残る最後の年89年から、修業年限に相当する3年を差し引いた86年までの255人を抽出するが、その中には前記の通り、名前のないもの17、『留ることができなかった』と明記されたもの1が含まれており、それを除いた237名と、前者とを対照させた。
- カッコ内は、資料が完全な形で残る徒弟237名の中に占める百分率。

に記載されているそれぞれの名前を比較対照する以外に、その問題を考える手段はないわけだが、その対照結果をまとめたのが表(5)である。

まずここで注目されるのは、資料が完全な状況にある237名の徒弟のうち、修業終了後成員権を取得した旨ははっきりと確認できたのは、わずか11%の26名だけであった点である。この現象は、14-16世紀皮鞣工ツフフトにおいては、多くのツフフトで中世末以降しばしば見られるように、入会諸条件新設あるいは厳格化を通じて成員権の取得を困難にするという、いわゆるツフフトの閉鎖化の動きは全く見られないにもかかわらず、生じて来た点で特徴的である。この問題について、Pock に従いながら説明を加えれば、次のようになる。皮鞣業で自立した経営を始めまたそれを続けていくためには、(一)広大な空間を備えた仕事場が必要である、(二)購入された原料が加工後市場で販売可能な状態になるまで2-3ヶ月かかるといった事情から、そもそも潤沢な資金を所有していることが前提条件となっており、それが徒弟による成員権取得を困難にしていた。さらに、それに加えて中世末以降原料調達方式として、大量・一括購入が一般化してくるにつれて、自立的経営に必要な資金量が一段と増加したという事情が、上記の過程の進行に一層拍車をかけた、と言うのである²²⁾。

ところで、成員権を取得できなかった徒弟の数は親方数の2倍近くにも達しているが、それでは、彼等はその後当職種において如何なる地位を占めたのか。この時期皮鞣工ツフフトでは、いわゆる職人遍歴強制は全く知られていないことから、その多くは身分的に固定された職人という形で、市内に留ったと考えられる。そ

22) Pock, a. a. O., S. 49.

の点は、既に 15 世紀後半には、職人達が組合を結成し協定を結ぶことを通じて親方（就中、有力成員）に力に対抗していこうとする動きがあった点からも窺えよう²³⁾。また、彼等が置かれていた経済的狀態については、1549 年 *Marys van Kerppen* の例（6）—⑤参照）がその一端を伝えている。すなわち、彼等はツンフトからの度重なる禁止にもかかわらず、ツンフト成員のみならず部外者のためにも賃仕事をせざるをえない程、劣悪な条件のもとで有力成員層による問屋制的支配に服していたのである。

表(5)から読み取れる点で、第 2 に注目されるのは、1538-89 年に新規に成員権を取得した 94 名のうち、ケルン市内で修業を終えた者の占める比率は低く 28 % 弱の 26 名だけであり、ケルン外修業者＝他所者が圧倒的割合を占めていた点である。この事實は、1538 年ツンフト決定（3）—④参照）からも窺えるような、他所者職人に対するツンフトの寛大な態度とともに、この時期皮鞣工ツンフトが外部に向かって決して閉鎖的傾向を強めていなかったことを象徴的に示している。

(D)先の分析結果に従えば、ケルン市内で修業

23) *Irsigler* は、1452 年職人組合運動の展開を、ケルン皮鞣業が外部からの競争に押されて厳しい経済局面に立たされていたことを確認する重要な証左となると見なしている。確かに、*Irsigler* に従えば、皮鞣業に従事する親方の数がそもそも不足して、市内の需要量に見合った供給能力さえ備えていなかった、従ってツンフトにとって成員数の増加を抑える必要性が全くなかったと考えられるこの時期に、職人組合運動が鋭角的に展開されたため、先のような要因が強調されたのであろう。しかし、*Irsigler* 自身も述べているように、皮の輸入が統計的資料の中で確認されている事例は数少なく、従って外部からの競争がケルン皮鞣業の発達に及ぼした影響についても過大に評価することは許されないとと思われるのであるから、むしろこの問題についてもツンフトの内部に決定的要因があったと考えたいのである。*Irsigler, Die wirtschaftliche Stellung, S. 217-224.*

を終了した徒弟のうち、親方資格を取得できたのは、全体の 1 割程度であったが、次にそれがいわゆる成員権の世襲化とどのような形で関連していたのか、という問題を考えてみたい。

この問題にアプローチする際に利用できる手掛りは 2 つあり、その一方は既に触れた通り、親方名簿から読み取れる、明らかに父子二世代にわたって成員権を取得したことを示唆している *der Junge* なる呼称を含む名前であり、他方は、親方が書き残した遺言状の中にある血縁関係についての証言である。後者について言えば、現在その種の遺言状でケルン歴史資料館に保存されているのは、1553 年 *Johan van Thor*, 1597 年 *Johan Scheiff* が残した 2 通だけであるが²⁴⁾、ここでの関連で利用できる内容を含むのは、前者についてだけだ。*Johan van Thor* の名は、既に 1465 年ツンフト決定に署名した親方 29 名の中に見い出されるが²⁵⁾、遺言状が起草された年代とはおよそ 80 年の開きがあることから、それはここで問題にしている *Johan* から見て父ないし祖父に相当する人物であろう。ところで、遺言状の中では、皮鞣工 *Johan* と明記されているにもかかわらず、親方名簿・ツンフト首長名簿のいずれの中にも、その名を見い出すことができないことから、16 世紀初頭に彼は既に手工業経営から身を引いていたように思われる。さて遺言状の内容に移るが、彼は息子 *Guddert van Thor* に遺贈する財産につき、その管理を、彼の兄弟 *Wilhelm van Thor*, 義理の兄弟に当る *Peter Schmitz* と *Johan van Mulhem* の 3 人に依頼しているのである。ここに名を挙げられた者は皆、皮鞣工ツンフトの親方であり、しかも

24) それぞれ、分類番号は、*Testament-T 100/1, 2* および *Testament-S 99*, である。

25) *Loesch, II, S. 335.*

表(6) 特定家系による成員権の世襲化

親方氏名	採用 徒弟数	首長職 経験数
Thilman van Ellver der Junge	3 3	7 3
Johann van Mulhem der Junge	8 5	5 4
Eyffert van Mulhem der Junge	9 3	3 1
Guddert van Mulhem der Junge	5 8	2 1
Dayn Duymann der Junge	11 0	3 0
Kreyn van der We der Junge	3 0	2 0
Guddert van Thor Wilhelm van Thor Peter Schmitz	1 9 2	2 4 2
計	70(24.3)	39(26.9)
* Jan van St Leyhart	6	0
* Rutger van Peyr	4	2

〔註〕

- 1) *ここに名を挙げた親方2人についても、その子息の名が徒名簿の中に見出されることから、修業過程にあったことは知られているが、親方名簿には、その名が見当らず、成員権の取得は確認されない。
- 2) カッコ内の数字はそこに挙げた7家系による徒弟採用数と首長職経験数とにつき、それがそれぞれの総数中に占める比率を百分率で表示したものである。

比較的有效なグループに属している点は、印象的である。

それから得られた結果を表示したのが、表(6)である。まず注意を引くのが、採用徒弟数とツンフト首長職経験数とから判断する限りでは、比較的上位のグループに属するような親方の間に、子息を通じて成員権を世襲的に継承している傾向が強く現われていたことである。確かに、この時期の皮鞆工ツンフトに関しては、多くのツンフトについて確認されるよう

な、成員子息に対する入会条件面での優遇規定は全く知られていないが、それにもかかわらずこうした動きが顕著に表われてくるという点は、次に挙げる事情から説明されよう。すなわち、既に触れた通り、皮鞆業を自立的に経営していくために必要とされる資金量は中世末以降急速に増加しており、その結果修業を終えた徒弟にとって、成員権を取得し自立的経営を組織することが著しく困難になって来たわけだが、これら成員子息の場合、そうした条件からほとんど制約を受けないという有利な立場にあったのである。

また、上記のような父子間での成員権の世襲化は、特定家門による成員権の掌握へと導いていくが、Johan van Thorの遺言状から明らかにされたように、そうした方向への変化は、成員相互間に形成された姻戚関係を媒介に一層の進展を見せていたという点は銘記されねばならない。ちなみに、先の遺言状に名が挙げられていた4名に、Johan van Mulhemの息子を加えた5名だけで、徒弟総数の8.7%をまた首長職総数の11.7%を占有しており、さらにその枠を表(6)にある7家系にまで拡大して考えれば、その数字は徒弟について24.3%へ、首長職については26.9%へと上昇する。ここでは、成員権を世襲的に継承する少数の特定家系が、ツンフト内で経済的・政治的実権を手中に収める方向での変化が進展していたことを、強調しておきたい。

以上がツンフト記録簿の分析から明らかにされた諸点であるが、次にとりわけ親方層分解という問題を考える上で、先の結果を補完する内容をもつことから極めて重要であると思われる1559年の文書²⁶⁾を検討しておきたい。

26) Z-A 319, および Z-Urkunden 118.

それは、皮鞣工ツunftと靴屋・鞣皮仕上工・鞣作工といった、前者から買求めた鞣皮にさらに加工細工を施す3ツunftとの間に生じた係争に関する記録であり、後者が、①皮鞣工に依頼した仕事が遅滞していること、②皮鞣工ツunftの一部の者が、『規定以外の場所 freie markt』で大々的に皮を販売していることで彼等の生産活動に支障が出ている旨、市参事会のもとに訴えを起したことに端を発している。市参事会は、この係争に対して、第1点について皮鞣工は『適正なる賃金 geburliche belohnung』で仕事を速やかに済ませるべき旨、また第2点についても取引所と仕事場以外の場所での皮販売は禁止される旨、従って後者からの訴えの内容をそのまま認めた形で、裁定を下している。

ここでは、先のツunft記録簿においては、主として採用徒弟数と首長職経験回数との面での格差から読み取れるに止っていた親方層の分解が、明瞭な形をとって現われている。すなわち、一方には、ケルン市場向というよりはむしろ輸出市場向に大規模な生産を組織する有力成員²⁷⁾が形成されているが、とりわけ彼等が鞣皮生産において占める地位は、時として皮革加工に従事する手工業者の間に原料不足を惹起するほどに強力であった。その対極に立つのが、上記3ツunftの成員——従って皮鞣工から見た場合の非ツunft成員——のために工賃仕事をするを余儀なくされているような貧しい親方層（これに、徒弟修業を終えたにもかかわらず成員権を得ることができない職人層が加わ

る）である。

ところで、15-16世紀の皮鞣工ツunftにおいて、非ツunft成員のために行う工賃仕事は、繰り返しかも厳しく禁止されて来たにもかかわらず、都市当局がそれをこの時点で合法化した点は注目されよう。それは、一方で、ツunft内に既に小生産者としての性格を喪失した親方と身分的に固定された職人層とから成る『賃金労働者』が多数形成されてきたこの時期に、彼等と部外者とが取結ぶ問屋制的関係を一方的に禁止することは、もはや不可能となったことを示しているとしても、他方また次の点は看過されてはならない。すなわち、『適正な賃金で』という言葉は、この時期皮鞣工ツunftには、営業独占権を強く主張することで、価格（賃金）引上げを達成しようとする動きがあったことを示唆しているが——既述の通り、少数の有力成員が経済的・政治的実権を掌握していた当ツunftでは、この目的の達成は、比較的容易であったと思われる——、それが現実のものとなれば、市内で生産される皮革製品価格を押し上げ、市場競争力の低下を招く結果となるわけで、この点に、商人利害の代表者としての市参事会がツunftの営業独占権を積極的に制限していった真の理由があったとも考えられるからである。

最後に、先の分析結果に基づきながら、初発に提示した学説上の問題点について言及しておきたい。その際まず注意を要するのは、広汎な親方層の分解の進行と親方資格取得の見込のない数多くの職人層の形成とに象徴されるようなツunftの内部関係の変化が、皮鞣工ツunftのもとで統計的数値に基礎づけられた明瞭な形で確認されるのは、16世紀に入ってからであったという点であり、従って中世末を主要な対象

27) 1584年皮鞣工 Reichsholtz は、庭畑地・ブドウ畑の付随した家屋（＝仕事場を兼ねる）2戸を、ツunftに売却した旨知られているが、この事例は、有力成員の富裕度を明示していると思われる。Z-U 128。

とした Irsigler の見解の評価に際しては、十分慎重でなければならない。しかしその場合でも、既述の通り、15世紀後半親方相互間に経営上の格差がかなりの程度広がっていたことは、断片的な資料の証言からも窺い知れるし、また15世紀後半における職人の身分的固定化の進行具合については、Irsigler によって「(この期のケルンにおいて知られる)親方に対する明らかに労働闘争的傾向を示す唯一の例」²⁸⁾とまで評された、1452年職人組合運動の展開自体が雄弁に物語っているわけで、従って上記のような内部諸関係の変化を、16世紀以降だけに限定して考えることもまた危険だと思われる。15世紀について皮鞣工の非ツunft成員への経済的従属性を一方的に強調した Irsigler の見解も、また16世紀について彼等の自立性・富裕性を力説した Pock, Kellenbenz の見解も、この時期ツunft内部で進行した上記の変化を正しく捉えていなかったために、それぞれが現象の一面ずつを力説するに終っているのである。

II. ベルト加工師ツunftの場合

14・5世紀の皮革工業関係のツunftのほとんどについて、この時期に親方層の分解が進行していたことは、程度の差こそあれ確認できるのであるが、ここでは紙幅の関係からもその全てに言及することは不可能である。従って、以下においては次に挙げるような事情に鑑みて、ベルト加工師ツunftだけを取り上げることにする。すなわち、第1にベルト加工師ツunftに関しては、親方層分解が進行するなかで、少数の有力成員が親方手工業者者に代わって、対内的対外的にツunft利害の代表者となるまでの経緯について興味ある史料が保存されているこ

と。次に、先にも触れたように15世紀後半から始まる革紐細工師ツunftとの係争を通じて、商人・部外者による成員権取得に関わる問題を検討する上で重要だと思われる一連の史料が残されていること、がそれである。

(1) ツunft利害代表者の交替過程を考察する際に第1級の史料となっているのは、革紐(=金具・装飾具などを取付けベルト類に仕上げる前の中間製品)の輸出・販売をめぐる成員相互間に生じた係争と、それに対して市参事会が下した裁定とから成る15世紀初頭からの記録である。その検討に移る前に、まず1397年ツunft規約を瞥見することを通じて、14世紀末の成員相互間の関係の在り方を捉えておきたい。

まず、この関連で注目されるのが、第2項にある『成員権取得後一年未満の親方は、他の親方のために工賃仕事を行うべからず』¹⁾と、いう規定である。この規定に従えば、14世紀末ベルト加工師ツunftにおいては、小生産者としての親方手工業者以外に、親方資格を所有してはいるものの、既に小生産者としての性格を喪失して、専ら仲間成員のために行う工賃仕事で生活を支える工賃労働者としての成員、および彼等を問屋制的関係下に支配するような有力成員、が形成されていたのである。

成員相互間の関係を考える場合看過できない重要な位置を占めるのが、市内でベルト類を販売する商人に対して成員権の取得を強制する規定を含む第4項である。ところで、商人が成員権を取得することからツunft制度の上に惹起される変化については、既に皮鞣工ツunftの事例に検討を加えた際に簡単に触れておいたし、また詳細については後に見るつもりであるか

28) Irsigler, *Die wirtschaftliche Stellung*, S. 219.

1) Loesch, I, S. 99.

ら、ここでは、ただ次の点だけを強調しておきたい。すなわち、一般の手工業者に課された成員権取得のための条件、6年間の修業プラス6グルデンの貨幣額の支払²⁾、と比較した場合、4グルデンの支払だけを要求されている商人は、その点で著しく有利な条件下に置かれていたのである。

以上の諸点を念頭に置きながら、15世紀初頭から80年代に至る前記諸史料の検討に進むが、その概要を他の2、3の史料からの証言で補足しながら、年代順に挙げれば次の通りである。

1404年：後述の1472年の文書から、この年に先の問題をめぐるツunft内部で抗争が生じ市参事会からの裁定を仰いだことは知られるが、原史料が保存されていない関係からその詳細について知ることは不可能である。

1420年：ツunftの内紛に対して市参事会が下した仲裁裁定で、その骨子は、①ケルン内外で製造された革紐のフランクフルトの大市と他の歳市への輸出禁止、②その例外規定で、『既にこれまで輸出を目的に準備を重ねてきた者達が、この措置によって多大の損失を蒙ることなきよう』という理由から、開催日が間近かに迫っているフランクフルトのFastenmesseに限って、その輸出が許されること³⁾、である。

1423年：『それによって、ベルト加工師ツunftの生業は都市外へ移り去ってしまった』という結果を招いただけに終わった、前記1420年裁定事項の市参事会による撤回の決定⁴⁾。

1468年：ツunft首長および市参事会員の選挙をめぐる功労成員（首長職経験者）と非功労成員との間の抗争と、それに対する市参事会の裁定。それまで、功労成員によって首長職・市参事会議員席が独占されてきたことに、7名の『若手の親方jongmeister』を中心とした二十数名の親方グループが不満を抱き、そうした結果をもたらす原

因となってきた選出方法の改正を、都市当局に申請したが、結局は従来の方を続けるべき旨、裁定を受けたに終わっている⁵⁾。

1470年：市参事会員（当ガッフェル選出分）の選挙は、期日通りには実施されなかったことが知られており、このことは、前記68年に見られたこの問題をめぐる功労成員・非功労成員相互間の対立が長く尾を引いていたことを窺わせている⁶⁾。

1472年：『ツunft成員のうち一部の者達が、品質の劣った革紐を製造し、ケルン内外で大量に販売していることで、またケルン外でそれらに金具等を取付けた後に販売していることで、『ツunft全体 gemein ampt』の利益が著しく阻害されている』旨ツunft側からの訴えを受け、市参事会は、『ツunft成員の多くが、適正な生業に留まれるよう』という名目を掲げて、裁定を下しているが、その要旨を記せば次の通りである。
①親方ひとりにつき、許容される革紐の販売量は1日当り最高3本とすること、②ケルン外に仕事を構えること、およびケルン外へ仕事を出すことは厳禁されること⁷⁾。

1473年：72年ツunft内紛の折、市参事会によって事件の調査委員のひとりに任命されるなど、ツunftの中でも有力な成員のひとりに数え上げられるようなHeynrich van Keysserswerdeが、都市当局に提出した請願書で、72年の革紐輸出・販売量制限に関する決定の撤回要求をその内容とする。これも結局、市参事会に先の裁定を覆さすには至らなかった⁸⁾。

1478年：市参事会が下した上記72年輸出・販売量制限規定の緩和に関する決定で、とりわけフランクフルト大市向けの輸出については、2年間という期限付きながら、その制限を完全に撤廃する旨明記されている。また制限緩和の条件として、1397年規約第11—13項の品質規定⁹⁾を厳守することが、強調されている¹⁰⁾。

1480年：前記78年の市参事会決定の期限が切れるこの年、ツunftは当局の承認を得た上で、さらに向う6年間、革紐の自由な輸出・販売を認

2) 1397年規約第2項。Loesch, I, S. 99.

3) Loesch, II, S. 267-268.

4) Ebenda, S. 268.

5) Ebenda, S. 270-271.

6) Ebenda, S. 271.

7) Ebenda, S. 271-272.

8) Ebenda, S. 272-273.

9) Loesch, I, S. 100.

10) Loesch, II, S. 273-274.

める『旨全成員の一致のもとに』決定している^{10a)}。

これら一連の史料からは、次の諸点が明らかにされる。

まず、これまでは既述の1397年ツunft規約第3項——工賃労働者へと転落した親方に関する規定——からその存在だけを窺うことが可能であった有力成員が、明瞭な姿をとって現われて来た点が、指摘される。すなわち、彼等は製品の販売市場として決定的重要性をもつフランクフルトの大市¹¹⁾を始め、他の諸歳市といった市場向けに大規模な生産を組織していたのである。その際注目されるのは、彼等による大市・歳市向けの輸出準備が、既にそれらの開催期日よりはるか以前から開始されていた点である。このことは、一方で中世後期以降、ドイツにおいて大市・歳市制度が確立するにつれ、手工業生産も主に、それを目当てとして行なわれる形へと変わって来たことを、他方では、そうした生産方法が普及するにつれ、生産から市場での販売までの時間的隔りが一層大きくなったこと、従って手工業経営にとって必要な資金量が増加したことを、示唆している。こうした事情が、数多くの親方が工賃労働者へ転落する過程に、一層拍車をかけたと思われる。

また同時に、これら有力成員による問屋制的支配の網の目は、既にケルン市外にまで広がっていたという点は銘記されねばならない。すなわち、とくに都市内での規制が強化された場合

にその動きは顕著となるのだが、時として彼等は、ケルン市外に仕事場さえ構えるに至っている。ここで強調しておきたいのは、次の点である。すなわち、彼等もツunftの構成員であるにもかかわらず、他の仲間成員の利害と真向から対立しながら、ツunftの枠組を越えるような形で、経営を組織していたことだ。また、これら有力成員は、強大な経済力を背景として15世紀後半には、ツunft首長職・市参事会員議席などツunft・都市行政における要職も掌握するに至っていたのである。

次に注目される点は、それら有力成員は、その裕かな経済力と強力な政治的立場ともにかかわらず、78-80年の時点まではツunft内外にわたって利害代表者としての地位を確立できなかったことである。それは、有力成員が展開する上記の経済活動によって、その生業の喪失という危機にさらされていた親方手工業者からの抵抗が根強かったからに他ならないわけだが、逆から言えば、都市当局も裁定を下すに当たっては、その利害を基準に据えていたことに象徴される通り、この時期親方層の分解が未だ徹底した形にまで進行していなかったのである。

しかし、1478-80年を境として事態は一変する。まず78年、市参事会はそれまでの制限を大幅に緩和して、有力成員の利害に適合的な方策を打出しているが、その間の事情は次のことから説明されよう。すなわち、親方層分解が一層徹底した形で進行して、問屋制的関係を媒介とした成員相互間の支配従属関係がツunft内部で確定してきて、都市当局もこのような関係を認めざるをえなくなったのである。そのことは、何よりも78年市参事会裁定の有効期限が切れる80年に、それまでとは全く対照的に、当局からの裁定を待つまでもなく、ツunft

10a) Ebenda, S. 274.

11) ケルン産の種々の手工業製品にとって、その販売市場としてフランクフルトの大市が占める重要な地位という点については、F. Irsigler, Köln, die Frankfurter Messen und die Handelsbeziehungen mit Oberdeutschland im 15. Jahrhundert. in: *Mitteilungen aus dem Stadtarchiv von Köln*, 60, 1971, S. 341-430. を参照。

ト側が成員の総意に基づいて自発的に、革紐の自由な販売を認めたという事実に象徴的に表現されている。有力成員はこの時期に初めて、名実ともに対内的・対外的にツunft利害の代表者の地位を確立したと言えよう。

(2) 上記のように、親方層分解が急速かつ広汎に進行して、これまでツunft利害の代表者となっていた親方手工業者に代わって、大市・歳市向けに大規模な生産を組織する有力成員がその代表者としての地位を確立してくると相前後するかのようになり、15世紀後半からそれと隣接した職種を代表する革紐細工師ツunftとの間に、頻りに係争が生じてくる。とりわけ、16世紀ベルト加工師ツunftについて保存されている史料の半数以上が、この問題に関連したものであると言っても過言でない程、両者の間の対立は、頻度と激しさを増していく。その際注意しておかねばならないのは、この一連の係争を、その形態上の類似から、中世末以降数多くの隣接した職種間で頻りに生じて来るような、特定職域の帰属をめぐるツunft相互間の対立として片付けることは、許されないという点である。すなわち、この場合の争点は、前述の通り、後者に属する有力手工業者と『商人 *kremer*』¹²⁾ とによる、前者の成員権の購入・取得の

如何にあったわけで、従って、前者にとってそれは、まさにツunftの構成・内部諸関係に関わる重要な問題を含んでいるように思われるからである。

まず15世紀後半この問題に関しては、次の2史料が保存されている。その一方は、1465年の裁判記録¹³⁾であるが、それはベルト加工師側が、1397年規約に含まれる前記の商人に対する加入強制規定(第4項)を根拠として、成員権を取得することなくベルト類を市内で販売した革紐細工師数名につき、罰金請求の訴えを起したことに端を発している。この訴えに対して革紐細工師側は、同じ内容の条項がそのツunft規約中になくことから、訴え自体の無効を主張して、両者の言い分は鋭く対立したのである。結局この係争は、都市当局が上記の条項を後者の規約に追加する旨裁定を下したことで、一応の解決をみている。他方は、15世紀後半(年代不詳)ベルト加工師ツunftの成員による決定であり、ここでは『商人 *kremer*』や他の非ツunft成員のために、貨幣あるいは商品の形態で賃金の支給を受けながら、仕事を行うことが厳禁される旨、強く確認されている¹⁴⁾。

この両史料からは、次の諸点が明らかになる。まず、革紐細工師ツunftの有力成員・商人とベルト加工師ツunft成員との間の関係は、既に前者が後者を、現物支給制を含む劣悪な条件で問屋制的に支配するに至っていた。その際重要な点は、革紐細工師には、前者の成員権を購入・取得した限りでは、上記のような問屋制的関係を媒介にしながら、革紐の製造からベルト類の加工に至るまで、一貫した工程を同一経営内に包摂する形で、生産を組織すること

12) ここで革紐細工師ツunftの構成について一言しておきたい。Irsigler に従えば、当ツunftにおいて加工される製品の多くは、主として近隣市場で販売されるような小間物類 *Kramwaren* に属しており、従って早期から純粋な手工業者と並んで商人的機能に特化した *Krämer* と呼ばれる層を成員として包摂していたという。Irsigler, *Die wirtschaftliche Stellung*, S. 228。また、ツunft成員相互間の関係について、例えば1444年のツunft規約(1398)への追加条項に含まれる、職人数制限に関する規定では、『貧しき成員も富める者と等しく生業を営めるよう』(第1項)とあり、この時期ここでも親方層分解が進行していたことを窺わせている。Loesch, II, S. 346 に、この史料は所収。

13) Loesch, II, S. 348-349。

14) Ebenda, S. 277-278。

が可能となったという点だ。すなわち、それは、これまで都市手工業を特徴づけてきた次のような分業関係、すなわち製造される商品別・職種別に独自のツunftが形成されるといった形で進展して来た分業関係の在り方自体を、その根底から揺さぶることになったという意味から、極めて重要なのである。

しかし、このように法的条件が整備されたことが、上記のような関係の展開を促進したことは確かだとしても、既にそれ以前からベルト加工師ツunft内部に、その展開を可能にするような条件が広く形成されていたという点は看過されてはならない。すなわち、一方で14世紀末以降親方層分解が急速に進行した結果、工賃労働者に転落した多数の親方が、他方で後に触れるように¹⁵⁾、親方資格取得の見込みが全くなく、専ら日給の形で支給される賃金をもとに独自の家計を営むような日雇いの職人の一群が、形成されていたという事情がそれである。逆に、これら著しく『賃金労働者』化した熟練手工業者を多数、その内部に包摂するに至ったベルト加工師ツunftにとって、これまでのように彼等と部外者との間で展開される問屋制的関係を一方的に禁止することで、当該職種についての営業独占権を維持していくことはもはや不可能となっており、それ故にこそ、加入強制の対象を手工業技術に全く無縁な商人にまで拡大適用することで、営業独占権の確立をはかろうと試みたのである。

しかし、16世紀に入っても両者の間では、この問題をめぐって繰り返し係争が生じていることから判断する限り、ベルト加工師ツunftにとって、上記の方法によって営業独占権を確立することは極めて困難であったと思われる。と

15) 第2章IIを参照されたい。

ころで先にも触れた通り、この問題に関連した史料のうち16世紀に属する分は膨大な数¹⁶⁾にのぼっており、その全てに検討を加えることは到底不可能である。そこで以下においては、その中で最も典型的でかつ詳細な内容を含む1566年の裁判記録¹⁷⁾を取上げておきたい。

この史料は、係争の発端を伝える前半部と市参事会による4名の調査委員会の設定、その報告に基づいて当局が下した裁定を含む後半部とから構成されているが、その概略を記せば次の通りである。

前半; 63年に同じ問題をめぐって両者の間に発生した係争に対して当局が下した裁定¹⁸⁾に基づきベルト加工師のツunft首長は、都市警察権の執行官 *Gewaltrichter-Diener*¹⁹⁾ の立会下に、革紐細工師ツunftに属する商人と手工業者の家屋に立入検査を実施し、劣悪品と見なされる大量のベルト類を押収したが、この件につき後者が強く反発して当局に訴えを起したことを発端とする。

後半; ①それら押収品につき当局が実施した品質検査の結果、輸入された品・彼等によって製造された品を問わず、全てが劣悪品なる旨判明したため、その販売が全面的に禁止されること。但し、今回に限って押収された品は、革紐細工師、商人に返済さるべきこと。②市場での販売を目的とするベルト類については、次に挙げる3つの場合を除き、ベルト加工師ツunftの成員から、彼等の製造した品を買求めるか、あるいは彼等に仕事を依頼して製造さすべきこと。例外規

16) Z-A 233, 市参事会の記録簿の中には、1551, 57, 63, 75, 76, 80, 81, 86, 91, 97年の係争の記録が、また Z-A 232, ツunft記録簿の中には、1563, 75, 76年の係争の記録が、また Z-A 236, 手工業関係の文書を集めた記録簿には、1566, 80, 85, 89, 91年の係争記録が、それぞれ収められている。

17) Z-A 236。

18) Z-A 232。

19) *Gewaltrichter (-Diener)* の役職、その権限については、F. Lau, *Entwicklung der kommunalen Verfassung und Verwaltung der Stadt Köln bis zum Jahre 1396*. Bonn 1898, S. 277ff. を参照されたい。

定：第 1 に、『ピロード製の帯と真珠・銀で装飾加工を施したベルトに関しては、自営の作業場で加工するか、あるいはベルト加工師から買求めた装飾具を取付けるか、さらには、ベルト加工師に適正な賃金を支払って加工させるか』彼等に選択権が認められること。第 2 に、ベルト加工師に仕事を依頼して断られた場合には、『自らの計算に基づいて自由に加工できること』。第 3 に、ケルン市内で製造されていないような種類の金具・装飾具については、自由に輸入できること。③ベルト類を販売するに当っては、まずベルト加工師ツunft の 成員権を 購入・取得 すべきこと。④今後、革紐細工師ツunft 側に違反行為が生じた場合には、ベルト加工師のツunft 首長は、Gewalt-richter-Diener の立会のもとに、製造されたベルトだけでなく『道具類 gereitschaftten und gezauwen』をも没収できること。

以下においては、15 世紀後半の状況と比較して顕著な変化が認められる、次の 2 点だけを強調しておきたい。

まず、ベルト加工師ツunft が主張する営業独占権に関して都市当局が下した裁定が注目される。すなわち、当局は一方で、ツunft に対して都市警察権の執行官 Gewaltrichter-Diener の立会下に立入検査権と製品・道具の押収権との行使を認めるなど、1465 年裁定のとき以上に徹底した形でその主張を確認したにもかかわらず、同時に、他方でその営業独占権が効力を有する職域を大幅に制限しており、その点は特徴的である。この関連で興味深いのは、②例外規定の第 1 で挙げられているような高級品とは、中世末以降について保存されている市民の遺言状²⁰⁾から判断する限り、富裕な市民層によって特に選好された、従ってケルン市

場において高い需要がある商品であった点である。それにも増して注目を引くのが、②例外規定の第 2 である。それに従えば、本来ベルト加工師ツunft の固有の職域に属するような製品についても条件付きながら、自由にその製造を行うことが許容された点である。

このような形で、都市当局がベルト加工師ツunft の営業独占権を制限したことで、本来当職種の技術・知識に無縁な革紐細工師・商人には、彼等がその成員権を購入・取得している限りで、ツunft 側からの規制・干渉を受けることなく生産を組織できる広い活動領域が与えられたのである。

次に、それら革紐細工師と商人とが組織していた経営の形態が注目される。この時期、彼等は既に自営の作業場を所有しており、少なくとも生産の一部をそこで展開していたのであり、この点はベルト加工師ツunft の弱小成員を相手とした問屋制的関係だけが浮き彫りにされていた 15 世紀後半の状況とは著しい対照をなしている。ところで、この自営作業場が彼等の経営全体の中で占める比重と、そこで使用される労働者という問題に関して、史料から直接証言を得ることは不可能であるが、第 1 点については②が手掛りを与えているように思われる。すなわち、自営作業場は、そこにおいて特殊な高級品だけでなく、並製品も『自らの計算に従って自由に加工』されるほど、高い生産能力を備えていたのであるから、それが問屋制的経営と並んで大規模な輸出向生産を組織する際の拠点として重要な役割を演じていたという点は否定できない。第 2 点に関しては既述のように、中世末以降ベルト加工師ツunft において、内部諸関係の変化が急速に進行して（親方層の分解と、職人の身分的固定化・親方家計か

20) B. Kuske, *Quellen zur Geschichte des Kölner Handels und Verkehrs im Mittelalter*. Bd. III, Bonn 1923, S. 180ff. とりわけ、この関連では、S. 205, 207, 212, 257, 273, 279, 294, 305, 324, 332f., 340 を参照。

らの自立化)、『賃金労働者』としての特徴を備えた熟練手工業者の一群が形成されていたことを考慮するとき、それはおのずから明らかになると思われる。

第2章 親方・職人間の家父長制的関係の変化

16世紀皮鞣工のツフフト記録簿の分析から、この時期規定の修業年限を終えた徒弟のうち90%近い、従って親方数の2倍以上にも達する者が、親方資格を取得できなかった点が明らかにされた。しかしその際、熟練した技倆を備えた数多くの職人が、成員権取得の見込もなく身分的に固定されることから、ツフフト制度の上に生じてくる変化という問題については、史料の制約から十分な検討を加えることができなかった。

本章の課題は、職人の身分的固定化が進行していく中で、親方と彼等職人とが取り結ぶ家父長制的関係の上に現われてくる変化を追究することを通じて、上記の問題にアプローチすることにある。それは、この親方・職人間の関係とは、先に考察した、資格的には正規の共同体構成員として対等の立場にあるような親方相互間の関係を、ツフフト制度を支える横の軸にたとえれば、それはその縦の軸に相当するツフフトにとって重要な構成要素であったからである。

I. 白鞣工ツフフトの場合

以下においては、先にも触れた通り、上記の皮鞣工ツフフトとは、職種的にもまた内部関係の問題を律する規則・慣習の点でも、密接な関係に立つ白鞣工ツフフトについて保存された16世紀後半の規約¹⁾の分析から始めるが、全

19項からなる当規約の概略を記せば、次の通りである。

ツフフト規約の構成

- 1) 徒弟制度に関する条項で、①親方に課される採用徒弟の届出・登録義務、②徒弟に課される出生証明の提出義務・4年間の修業強制、についての規定を主たる内容としている。
- 2) 職人としての修業期間に関する条項。『4年間の修業を終えた徒弟について、直ちに親方資格を取得することは、許されないものとする。彼等は、さらにもう3年間職人として、当ツフフトに属するひとり乃至3人の親方のもとで働いて、当職種に関する十分な知識と技倆とを身につけるべきである』。
- 3) 職人に支払われる俸給に関する条項。『親方は彼が雇用した職人に対して、食事 *kost und dranck* と並んで年給 24 *thaler* (=1248 *albus*) を支払うべし²⁾。なお、それ以外のものを支給することは許されないものとする』。
- 4) 成員寡婦と結婚した職人に関する条項で、彼等は、修業を続けることなく直ちに自立的な経営に従事できる旨、規定されている。
- 5) 親方子息の成員権取得条件に関する条項。『親方の子息は誰も、24歳の年齢に達する以前に、成員権を取得することは許されないものとする。万一、親方子息のうちその年齢に達する以前に結婚した者については、規定にある通りの賃金(第9項)で、出来高払いの仕事を行う *stuckweiss zu arbeiten* ことが、許されるものとする』。
- 6) 成員権を所有しないような婦人と結婚した職人に関する条項。『徒弟としての修業を終えた職人のうち、当ツフフトの成員権を所有しないような婦人と結婚した者については、彼が親方資格の取得を許されるまでの3年間、規定にある通りの賃金(第9項)で、出来高払いの仕事を行うことが許されるものとする』。
- 7) 親方・職人間の雇用契約締結に関する条項で、

2) 西欧学界では異った国や都市での手工業者の生活水準を比較する場合、一般に建築関係の賃金が指標とされている。これを、この期のケルンについて挙げると、およそ 1350 *albus* であったという。(Kellenbenz, *a. a. O.*, S. 418.)

1) Z-A 33。

14-16世紀ケルンにおけるツフフト制度の変質過程

	作 業 の 名 称	賃金 (単位, albus)	
1	搔きならし	streichen, abstreichen	5
2	肉の削り落とし	fleischen	大 6, 小 5
3	洗 淨	wesschen	大 12, 小 10
4	切 断	beschneiden	大 6, 小 5
5	鞣皮の仕上	zureiten	5
6	皮鞣し	lohen	大 4, 小 3
7	引伸し	langen	5
8	押し広げ	recken	大 6, 小 5
9	しなやかにする	schlichten	6
10	搔きならし (以下, 羊皮)	streichen	6
11	肉の削り落とし	fleischen	5
12	洗 淨	wesschen	6
13	鞣皮の仕上	zureiten	4

〔註〕 賃金額は、いずれも100枚についてである。

親方・職人のいずれについても、それまでの契約期間が経過し、賃金の授受が完了する以前に、新たな契約を締結することは厳禁されるという規定が、その内容である。

- 8) 日雇いの職人に関する条項。『規定の徒弟修業を終え、さらにひとり乃至3人の親方のもとで3年間働いた職人のうち、日給のために働くことを欲する taglohn zu arbeiten begehren wurtt 者については、3度の食事と6 albus (=1 mark) の賃金との支給を受けて働くことを許されるものとする』。
- 9) 出来高給に関する条項。『出来高払いの仕事を行うことを許された者達は、1日2度の食事と並んで、以下のような賃金を受取るものとする』(上記の表参照)。
- 10)11) ツフフト集會への参加義務と開催中に成員がとるべき態度とに関する規定を含む条項。
- 12) ツフフト内で発生した係争に対する裁定権の所在に関する条項で、①それは、原則的にツフフト首長職経験者=功勞成員よりなる委員会の手にある旨、②万一、非功勞成員からツフフト集會開催の要求があった場合、その開催如何についての決定権は在職中のツフフト首長にある旨、が規定されている。
- 13) ツフフト首長選挙と死亡した成員の葬儀とへの参加義務に関する条項。
- 14) 15) 一人の成員が行う原料購入に際して、仲間成員に認められる介入権に関する条項で、①500枚以上の皮を一括購入する場合に生ずるツフフト

への届出義務と、②支払能力ある成員に対して認められる取引への参加、とについての規定をその内容とする。

- 16) 鞣皮用原料=樹皮の先買・買占禁止を規定した条項³⁾。
- 17) Deutz, Mülheim など禁制圏内に位置する聚落からの鞣皮の輸入禁止を規定した条項。
- 18) 取引所 Gürzenich における皮売買に関する規定。
- 19) 上記諸条項に違反した場合に徴収される罰金の、市参事会とツフフトへの配分に関する条項で、前者が3分の1、後者が3分の2の取分となる旨規定されている。

以上の内容をもつ当規約の中で、全体のおよそ2分の1に相当する9条項(1~9))が何らかの点で職人問題に関連した規定を含んでいる。その中で、まず注意を引くのが、徒弟修業を終了して等しく職人と呼ばれる手工業者層についても、①親方の家経済からの人格的・物質的自立度の強弱、②親方資格の取得可能性の

3) Pock に従えば、皮鞣用剤として樹皮(末)は、牛皮などの加工に当る皮鞣工によって専ら使用されたといわれるが、その先買・買占禁止についての規定が白鞣工ツフフトの規約に含まれているということは、前記の両ツフフトの職種的な絡み合いを明示するという意味で注目される。Pock, a. a. O., S. 8.

大小、という2点を主たる基準として、それぞれ性格を異にする以下の3類型が区別されている点である。

(一) 第1類型は、第2・3・7項から窺えるように、徒弟としての修業終了後も、1～3名の親方のもとで年給の形態で賃金の支給を受けながら規定の3年間追加的修業を続ける未婚の職人層である。彼等は、その間最低一年はひとりの親方のもとで食事の給付を受けながら修業に励み、そして契約の期限が経過した時点で初めて、年給の形態で賃金の支給を受け、また同じ親方のもとでさらにもう一年間仕事を続けるのか否か、身の処し方について選択することを許されるのである。このような賃金支給方法に象徴的に示されている通り、この型の職人の場合、親方の家経済内部での生活全般の再生産があくまで前提とされており、親方との間の家父長制的諸関係からの自立化は問題とはならない。親方資格取得の可能性については、第2項に彼等が徒弟から親方への過渡的段階にある旨明記されていることから判断して、親方への上昇も一応法的には十分考えられたと言えよう。しかし、皮鞣工の例が明示しているように、自立した経営を始め続けていくために必要とされる資金量が著しく増加したことを理由として、多くの職人にとって親方資格の取得が著しく困難となって来ていたこの時期、ここでも彼等の多くが、後述の第3類型へと転落する可能性も決して小さくはなかった、と考えるのが適当であろう。

(二) 第2類型には、第6項から読取れるように、徒弟としての修業を終えた後に、ツンフト成員権の所有者である親方寡婦以外の婦人と結婚して、それに続く3年間の追加的修業期間中は、出来高払いの仕事を行うことを許された

既婚の職人が属する。

親方の住居を兼ねた仕事場の構造は元来、Wissell も言っているように、「住込みで働く若い（未婚の）職人を前提としていた」⁴⁾ わけで、たとえ彼等が第2項の規定に従って特定の親方との間に最低一年間の雇用契約を締結していたとしても、第1類型の職人のように、親方家計内でその生活の再生産を考えることは不可能な状況にあった。この点は、親方から支給を受ける食事の回数が、第1類型の職人とは違って、仕事を共にする2度に限定されたことから窺えるのである。

職人の家計的自立化と並行して、それと表裏一体の関係に立つ自立化のための経済基盤の形成が、出来高給制の確立を通じてはかられている。しかし、その際銘記されねばならないのは、第1類型と第2類型とで賃金の点において認められる相違は、年給・出来高給というそれぞれが支給を受ける賃金の形態だけに留るものではないという点だ。すなわち、第1類型の職人が受取る年給は、彼等に課される作業の内容やそれを処理する能率などとは関わりなく、一律に年24 Thaler と定められていたが、この

4) R. Wissell, *Der soziale Gedanke in alten Handwerk*. Berlin 1930, S. 43. 職人の結婚は、職種自体のもつ特性から、手工業者が労働に従事する仕事の場合、元来親方の家経済(=仕事場)からは独立しているような建築関係の手工業諸職種を除けば、一般に禁止乃至は制限されていたといわれている。E. Maschke, *Die Unterschichten der mittelalterlichen Städte Deutschlands*. in: *Gesellschaftliche Unterschichten in den südwestdeutschen Städten*. (Hrsg. v. E. Maschke und J. Sydow) Stuttgart 1967, S. 1-74. (なお、同論文は、Hrsg. v. C. Haase, *Die Stadt des Mittelalters*. Bd. III, Darmstadt 1973, S. 345-454, にも所収されており、ここでの問題については、S. 396-399を参照)。R. Wissell, *Des alten Handwerks Recht und Gewohnheit*. 2 Bde., Berlin 1929, とりわけ Bd. I, S. 397ff.。

型の職人に支給される出来高給の場合、それは全く対照的に、加工を施す皮の種類・その大小・13項目にも細分化された作業内容に従って、それがこと細かに規定されている点で特徴的である。これら賃金規定の面で現われた諸変化は、第1類型では典型的に見られたような親方・職人間の家父長制的諸関係が、賃金の授受を軸とした物的関係へと大きく変容していったことを、象徴的に示していると言えよう。

最後に、この型の職人に残された親方資格取得の可能性について見ておこう。第1類型の場合と同様に、ここでも彼等が徒弟と親方との中間的段階に位置する旨明記されており、従って親方への上昇の可能性は法的には残されていたと思われる。しかしまた、当時の手工業慣習によれば、「未婚の職人にとって、結婚は親方資格の取得を自ら放棄することを意味した」⁵⁾ わけで、この点を考慮するとき、第2類型の職人にとって成員権の取得は第1類型の職人以上に困難であり、従って後述の第3類型へとなし崩し的に移行する可能性が、はるかに高かったと言えるのである。

ここの関連で、第4項にある親方寡婦と結婚した職人と、第5項成員権取得以前に結婚した親方子息とについて、次に言及しておきたい。

まず、前者について、その内容に従えば、この時期数多くのツunftのもとで見られる、いわゆる寡婦権規定——すなわち、親方寡婦はその生存中ツunft外部の男性と再婚しない限りは、営業を続けることができたとした規定⁶⁾——の裏返しであり、ここで問題としてい

る既婚の職人とはそもそも問題の次元を異にしている。

しかし、後者の場合は全く事情が異なっている。この場合、第2類型の職人に課された3年間の追加的修業強制に相当する条件が、24歳という年齢による制限だと考えることが可能なわけだから、その年齢に達するまでの期間出来高払の仕事を許される、これら既婚の親方子息も第2類型に属すると見なすことができよう。ただその場合でも、皮鞣工の例から判断する限り、彼等は親方資格取得の可能性という点では、同型に属する一般職人と比較して圧倒的に有利な状況にあったと言えるわけで、従って極めて過渡的な性格の出来高払いの職人であったのである。

(三) 第3の類型は、第8項にあるように、既に徒弟としての、また職人としての修業年限7年を終えたにもかかわらず、親方資格を取得できず、専ら日給の形態で賃金の支給を受けながら仕事を続けることを許される日雇いの職人である。

この型の職人の場合、まず親方との間で締結される雇用契約の期間が、先の両型のもとで年単位であったのとは対照的に、日単位と極めて短期化された点が注目される。また親方から支給される賃金に関しては、日給という特殊な賃金形態を別とすれば、1日3度の食事と並んで一律6 albus (第1類型の職人が受取る年給1248 albusを稼ぎ出すためには208日の労働が必要である)を受取るわけで、その点においては第1類型の職人の賃金と近似的であった。

5) Wissell, *Der soziale Gedanke*, S. 44。また、同様の指摘は、Mummenhoff, *a. a. O.*, S. 76にも見られる。

6) ケルン皮革工業においては、ベルト加工

師 (1397, Loesch, I, S. 100), 靴屋 (1397, Loesch, I, S. 160), 鞍作工 (1397, Loesch, I, S. 152), 革紐細工師 (1398, Loesch, I, S. 145), 毛皮細工師 (1485, Loesch, I, S. 127) の5ツunftで確認される。

しかし、日単位でその都度ある親方と契約関係に入る彼等にとって、そもそも特定の親方との間に保護と忠誠といった固い人間的紐帯で結ばれた家父長制的関係が形成されるだけの前提条件が欠けていたわけで、従って親方との間の関係は、第2類型の職人の場合以上に、物的関係へと移行していたということは銘記されねばならない。

日雇い職人に残された親方資格取得の可能性については、一応規約上においては徒弟から親方への過渡的段階という位置付けを受けていた第1, 2類型の場合とは対照的に、ここではそれも完全に消え去り、言葉の真の意味での職人として身分的に固定されており、従って、彼等日雇いの職人について親方への上昇の可能性は、皆無に等しい状況にあったと言っても過言ではあるまい⁷⁾。

II. 靴屋、袋物師、革紐細工師、ベルト加工師ツunftの場合

ところで、16世紀白鞣工ツunftのもとで確認されたような親方・職人関係の変化、とりわけ職人の身分的固定化とその親方家計からの自

7) このような親方・職人関係に関わる問題が、この規約にあって中心的位置を占めていたわけだが、それはまた、皮鞣工、ベルト加工師についての検討結果を補填するような規定をも含んでいると思われるので、次に簡単にこの点に触れておこう。

まず、第12項から読取れるように、ツunft首長職経験者の手に、成員相互間で生じた問題の処理・裁定権が完全に掌握されたことで、首長職を占有する有力成員のツunft利害代表者としての地位は、上記2ツunftで認められた以上に強固なものになっていたのである。

また、第14・5項の原料購入時の介入権に関する規定からは、工賃労働者としての親方や、職人に対して問屋制的支配を繰り広げながら、大規模な輸出向生産を組織する有力成員の経済力の一端と、原料の調達方法としてこの時期一般化してきた一括大量購入方式とについて、窺い知ることができるのである。

立化といった方向での変化は、ケルン皮革工業関係のツunftにおいては、既に14・5世紀に始まっていたと思われるのであるが、次にこの点を簡単に見ておこう。しかし、その際まず注意しておかねばならないのは、この時期職人の身分的固定化という同じ現象が確認されるような諸ツunftにあっても、それを惹起・促進した要因という点では明瞭に区別されうる2タイプがあるということだ。すなわち、一方は14・5世紀のうちに成員権取得のために要求される条件を著しく厳しくすることを通じて、閉鎖的傾向を強く見せ始めるツunftで、靴屋ツunftに代表される。他方は、そうした傾向が史的に明瞭な形では確認できないにもかかわらず、上記のような方向での変化が顕在化してくるツunftで、袋物師、革紐細工師、ベルト加工師、鞆作工、皮鞣工、白鞣工など皮革工業関係のツunftのほとんどが、このタイプに属している。

(1)中世末靴屋ツunftが置かれていた経済局面については、Irsiglerも指摘している通り、15世紀初頭から顕著に現われてくる低地地方からの競争に押されて、それは次第に停滞に向うが⁸⁾、こうした過程と並行して、ツunftは閉鎖的傾向を強めていく。それを象徴的に示すのが1483年に新設された、極めて煩雑な内容をもつ親方作品規定である⁹⁾。そうした中で、1495年休日の新設と外出・外泊禁止規定の緩和を要求する職人による組合運動が展開されていくが¹⁰⁾、この運動は、15世紀末葉頃には、依然として親方家計内に包摂されていたとはい

8) Irsigler, *Die wirtschaftliche Stellung*, S. 226-228。史的には、Loesch, I, S. 160, II, S. 405-406, などを参照。

9) Loesch, II, S. 412-413。

10) Ebenda, S. 414-415。

え、身分的に固定された職人の一群が形成されていたことを明確に示しているのである。

(2)後者については、それが典型的に確認される3ツunftだけを取上げておこう。

① 袋物師ツunftについては、1397年ツunft規約¹¹⁾に含まれる、次のような職人・徒弟数の制限に関する規定が、まず注目される。すなわち、『仕事場内に3名、仕事場外に1名、計4名を越えてそれを保持するべからず』という規定に従えば、14世紀末に当ツunftにおいては、依然として親方の家経済内に完全に包摂された職人と並んで、既にそこを離れ独自の家計を構えた職人の一群が形成されていたのである。また、同規約に含まれる次の規定から窺えるように、同時に職人の家計的自立化によって不可欠の前提条件となる、その経済的基礎が作り出されている。『当ツunftの職人のうち、出来高払いの仕事を行う *stuckwerck machen* ことを希望する、従ってそれ以上長く修業を続けることを欲せざる者は、2グルデンの支払いによってその資格 *ir ampt* を取得できるものとする』(第8項)。従って、ここでは、白鞣工のもとで見られた第2類型に相当するような、出来高払いの仕事を行う職人層が形成されていたのである。

②革紐細工師ツunftについては、1398年のツunft規約に、さらに数条項を追加規定した1444年市参事会法令が¹²⁾、14世紀末からおよそ半世紀の間に生じた変化を伝えている。まず『職人 *knecht*』の無断外泊禁止をうたった第4項と、職人・徒弟数の制限を明記した第1項に含まれる次の規定、すなわち、『自ら住居を構えながら、専ら賃金のために働くような、熟練

した技倆を備えた職人 *gesellen* が多数存在するとしても、貧しき成員が富める者と等しく、十分な生業を営めるようにすべく、3名を越える職人を保持するべからず』とを比較対照するとき、次の諸点が明らかになる。

まず、この時期職人と総称されるような手工業者間に、それぞれ性格の異なる2類型が形成され、区別されていた点が挙げられる。すなわち、親方との間の家父長制的関係下に、その生活全般にわたって規制を受ける層と、彼等が支払を受ける賃金の形態については知ることができないが、既に親方の家経済から離れて独自の家計を営む層とがそれである。しかも、これら2類型の職人は、史料の上で用語的にも《*knecht*》と《*geselle*》と明確に区別されており、このことは既にそうした関係がこの時期に固定的なものになっていたことを端的に表現していると言えよう¹³⁾。

③ベルト加工師ツunftについて基準史料となる1397年規約の中には、ここでの問題との関連では、職人の無断外泊禁止規定が¹⁴⁾含まれているだけだが、15世紀後半のツunft決定¹⁵⁾からは顕著な変化が読み取れるのである。すなわち、以下に挙げたような職人に支給され

13) このように性格を異にした2類型の職人を用語的にも明瞭な形で区別した例として鞣作工(*knecht, werkman*)ツunftを挙げることができる。Loesch, I, S. 182. なお, Maschkeに従えば, 都市当局・ツunft側が, 職人を指す語として用いてきた *Knecht* なる用語は, 15世紀末葉から, 職人による組合運動が展開していく中で, 職人が組合内部で互に呼び合う際に使用されてきた *Geselle* なる用語に置き替えられていくというが, ケルンの場合, 既に本文中で指摘した通り, それは, 夫々親方の家経済からの自立度, あるいは支給を受ける賃金形態などの点で, タイプを異にした職人を指すために用いられている。Maschke, a. a. O., S. 410ff.

14) Loesch, I, S. 100.

15) Loesch, II, S. 274-275.

11) Loesch, I, S. 10-12.

12) Loesch, II, S. 346-347.

る賃金の形態に関する当規定に従えば、一方に親方の家経済内に包摂され年給の形で賃金を受取る職人（白鞣工ツフットの第1類型に相当）が、他方には、日給の形態で支給された賃金を基礎に独自の家計を営む職人（白鞣工ツフットの第3類型に相当）が形成されていたのである。『親方は誰でも、年給以外の、とりわけ日給の形で（賃金を支払うという約束のもとに）職人を雇用するべからず。但し、既に住居を構えている職人については、その限りにあらず』。

以上の分析結果を簡単に要約すれば次のようになる。それぞれのツフットによって、時期的に多少のずれはあるが、おそくとも15世紀中葉には、親方資格を得られず身分的に固定された職人が多数形成されてくるが、そうした過程と歩調を合わせながら、親方・職人関係にも大きな変化が生じてきている。すなわち、同じ職人と呼ばれる手工業者の中にも、一方には、依然として親方の家経済内部に完全に包摂されて、外泊禁止規定に象徴的に示されているように、その生活領域の全般にわたって親方からの監視規制を受けるような職人層が、他方には、親方の家経済から離れて日給・出来高給の形で支給される賃金を基礎としつつ独自の家計を構えるに至った職人が、対置される方向で進行した変化がそれである。別言すれば、少くとも職人層の一部について、それまで親方・職人関係の基軸となってきた家父長制的関係が、賃金の授受を中心とした物的関係へと移行したことが確認されるのである。

結びにかえて

これまでの史料分析から得られた諸結果に多少補足的説明を加えながら、中世末葉から近世初頭にかけてケルン皮革工業関係のツフットに

おいて見られる諸関係の変容について要約することで、本稿の結びに代えたい。

ツフット制度がこの時期にたどった変容過程は、以下に述べるような、3方向での変化の複雑な絡み合いという形をとって現われてくる。

(1) 親方相互間の関係に関しては、ほとんどのツフットにおいて親方層分解が中世末以降急速かつ広汎に進行したことが指摘される。親方層分解が進行した結果、一応法的には正規の共同体構成員として相互に対等の資格を有しながらも、社会・経済的には明らかに性格を異にした諸層が形成されてくる。皮鞣工、ベルト加工師の例に即して言えば、未だ小生産者としての性格を保持する親方手工業者と並んで、一方の極には、既に小生産者としての性格を喪失して、専ら仲間成員や非ツフット成員のために工賃仕事を行うような工賃労働者 *Lohnwerker* に転落した下層の親方が、他の極には、徒弟・職人労働力を最大限利用すると同時に前記の下層親方などを問屋制的関係下に支配しながら、大規模な市場向生産を組織する富裕な成員が、形成されていたのである。

その中で、下層親方が占める比重は、15世紀後半の鞣皮仕上工ツフットで70-80%、16世紀皮鞣工ツフットで40%、といずれも高く、低く見積ったとしても、依然として自立性を保持している親方手工業者と数の上では肩を並べるまでに達している。ここで銘記されねばならないのは、彼等は確かに親方資格を有してはいたが、皮鞣工の例から窺えるように、その経済利害という点では、親方手工業者のというよりはむしろ、身分的に固定された職人のそれに近似的であったということだ。すなわち、彼等は経営に従事する期間を通じてひとりの徒弟を雇用することもなく、またツフット首長職に就い

て、ツンフトの行政・財政・裁判など共同体生活の主要な領域で重要な役割を演ずる機会を得ることもなかったのである。

これに対して富裕な成員は、鞣皮仕上工ツンフトで20-30%、皮鞣工ツンフトで10-20%と数の上では少数であるが、ベルト加工師ツンフトの例が明示しているように、強大な経済力を背景にツンフト首長職を占有するなど、親方手工業者からの抵抗を排しながら、次第に対内的・対外的にツンフト利害の代表者としての地位を確立していく。

このように少数の有力成員がその利害代表者となったこの期のツンフトは、鞣皮仕上工の例が象徴的に示している通り、製品価格あるいは工賃の引き上げを目的として特定職種についての営業独占権を強く主張するなど、いわばカルテル的性格を色濃く示すに至ったのである。この点を F. Lütge の言葉を借りて表現すれば、「15・6世紀以降ツンフトは、程度の差こそあれ、次に挙げるように明瞭な形で特徴づけられた集团的独占体 Kollektivmonopol へと編成替えされていく。すなわち、特定手工業の経営は一定数の家門の実質の特権となり、そしてこれら家門は、彼等の利害に沿って後進者(=新規成員の採用)を制限するという、また価格を統制するという目的をもって、丁度カルテルのような結合体を形成するのである」¹⁾と、いうことになる。

(2) 親方層分解を契機に親方相互間の関係が大きく変化してくると並行して、親方・職人関係の上にも変化が生じてくる。すなわち、それまで両者の関係を規定してきた、保護と忠誠

という相互間の人間的関係に裏打ちされた家父長制的関係が、中世末以降職人の身分的固定化と家計的自立化が進行していく中で、賃金の授受を中心とする物的関係へと移り変わって行くのである。

ところで、職人の身分的固定化を惹起・促進した要因について、これまでの定説は、成員権の取得のために要求される諸条件が中世末以降著しく厳化されてくる点を強調してきたわけだが²⁾、この見解はケルン皮革工業関係の諸ツンフトにあって、靴屋を除けば妥当しないのである。すなわち、ここではツンフトの閉鎖的傾向が決して顕在化して来ないにもかかわらず、職人の身分的固定化が進行した点が特徴的である。その間の事情については、皮鞣工、ベルト加工師の例から窺えるように、中世後期に大市(とりわけフランクフルトの大市)・歳市制度が確立してそれを目指した生産が、手工業経営の中心的地位を占めてくる中で、次に挙げるような理由から、職人が成員権を取得して独立した経営を始め続けていくために必要な資金量が、この時期著しく増加したことから説明されよう³⁾。すなわち、この時期定着してくる大市・歳市向けの生産を契機として、原料の大量一括購入方式の普及という現象に象徴されるように、経営の大規模化が進み、また生産から市場販売までの間に大きな時間的懸隔が生じてく

2) J. Kulischer, *Allgemeine Wirtschaftsgeschichte des Mittelalters und der Neuzeit*. Bd. I, 2. Aufl., München 1958, S. 210-215 を参照。

3) H. Mottek は、中世末以降進む職人の身分的固定化にとって、入会諸条件の厳化と並んで、経営に必要な資金量の増加という事情が重要な役割を演じた旨、指摘している。Mottek, *Wirtschaftsgeschichte Deutschlands*. Bd. I, Von den Anfängen bis zur Zeit der Französischen Revolution. 5. Aufl., Berlin 1968, S. 176-178。

1) F. Lütge, *Deutsche Sozial- und Wirtschaftsgeschichte*. 3. Aufl., Berlin-Heidelberg-New York 1976, S. 256。

るからである⁴⁾。

このように職人の身分的固定化が進行していく中で、少なくともその一部が結婚などを契機として⁵⁾、それまで彼等の生活の再生産の場となって来た親方の家経済から離れて、独自の家計を営む動きを見せ始める。こうした動きと歩調を合わせて、職人による家計的自立のための経済的基盤の形成が、それまでは見られなかった新しい賃金規定の導入を通じて、推し進められていく。それを最も象徴的に表わしているのが、賃金形態の面で現われてきた変化である。すなわち、白鞆工とベルト加工師ツフトの例が明示しているように、未だ親方家計内に完全に包摂された職人と、既に独立した家計を営む

に至っている職人へと支給される賃金の形態は、それぞれ年給と出来高給・日給といった具合に、明確な対照をなして行くのである⁶⁾。

しかし、賃金規定に現われた変化は、決してその形態の面だけに留るのではなく、賃金額の決定の仕方にも及んでいる。白鞆工の例が明示している通り、親方の家経済内に包摂された第1類型の職人に支給される賃金(=年給)が、一律に一定額と定められていたのとは対照的に、既に自立的に家計を営む第2類型の職人が受取る賃金(=出来高給)は、加工を施す原料の種類、作業の内容、作業能率などを基準にして、事細かに規定されていたのである。

このような賃金規定の変化に象徴的に示されている通り、それまで親方・職人関係を支配してきた家父長制的関係は、次第に賃金の授受を基軸とした物的関係の方向へと転じていくのである。この方向での変化は、職人にとって一方では、確かにそれまで彼等の生活全般を規制してきた親方の家経済からの人格的自立を意味してはいたが、同時に他方でそれは、彼等が親方との間の家父長制的諸関係下に享受してきた保護と、まがりなりにも安定した生活との喪失をも意味していたのである。従って、職人の身分的固定化と家計的自立化が進むにつれ、ツフトの内部には、彼等の生活が特定職種の置かれた経済局面の悪化や生活必需品価格の急騰など、彼等を取り巻く経済状況の急変によって直接にまた強く影響を受けるような、『賃金労働者』化した熟練手工業者の大群

4) H. Kellenbenz は、この時期ケルン輸出工業中その生産組織が最も良く解明されている絹工業を例とした場合、職人が自立的経営を始めるに当っては、次の3条件を全て満足していることが不可欠であったと言う。熟練した技術、高価な原料購入のための潤沢な資金、イングラント・低地地方といった製品の販売市場との密接な商業的結びつき。Kellenbenz, a. a. O., S. 356。

5) F. Göttmann に従えば、職人による家計的自立化にとって、重要な促進的契機となったのは、職人の身分的固定化が進行する過程で次第に顕著となってくる、親方の家経済のもつ空間的制約であったという。その際、職人による家計的自立の動きが、数多くの職人を使用する大規模な経営からいち早く始まるという現象が引き合いに出されている。Göttmann, a. a. O., S. 55。同様の指摘は、L. Stern und E. Voigt, *Deutschland in der Epoche des vollentfalteten Feudalismus von der Mitte des 13. bis zum ausgehenden 15. Jahrhundert*. 2. veränd. Aufl., Berlin 1976, S. 101 にも見られる。なお、ケルンの場合、この時期職人に対する厩歴強制が全く知られていないという事情が、職人の市内への定着化とその家計的自立化とに一層拍車をかけたと思われる。事実、1574年に実施された世帯調査に関する記録に従えば、市内には様々な職種で独自の家計を営む職人が多数存在している。R. Banck, *Die Bevölkerungszahl der Stadt Köln in der zweiten Hälfte des 16. Jahrhunderts*. in: *Beiträge zur Geschichte vornehmlich Kölns und der Rheinlande. Zum 80. Geburtstag G. von Mevissen*. Köln 1895, S. 299-332。とりわけ S. 307-310。

6) F. Göttmann は、このような賃金形態上の変化が、14世紀末以降中部ライン地域の諸都市について一般的に確認されるとし、次いでこの現象が、職人による生活・生産共同態 *Lebens- und Produktionsgemeinschaft* という性格をもつ親方家経済からの自立化の動きと歩調を合わせながら顕在化してくる点を強調している。Göttmann, a. a. O., S. 45-54。

が包摂されることになる。このように極めて不安定な生活諸条件下に置かれたこれら職人達は、中世末以降部外者のためにする工賃仕事が繰り返し禁止されてくる事例からも窺えるように、また Göttmann によれば、「彼等は、しばしばツunftの規律に反する *unzünftig*, いわゆるもぐりの手工業者 *Störer* として親方にとっての競争相手ともなる」⁷⁾、と表現されているように、非ツunft成員との間にも進んで問屋制的関係を取り結ぶような、もぐりの手工業者という性格を強く示すことになるのである。この点は、少数の有力成員がツunft利害の代表者となり、強くその確立を主張してきた特定職種についての営業独占を、根底から揺さぶる効果をもつ条件がツunft内部で広汎に形成されていたという意味から、極めて重要である。

(3) 中世末以降ツunft制度の上に生じた変化について語る場合看過されてはならないのが、特定職種に属する製品の販売に当るような商人、あるいは既にあるツunftの成員権を有しながら同時に別の職種に属する商品をも扱おうとするような手工業者に対して、その職種を代表するツunftの成員権の取得が強制され、あるいは可能とされたことである。この種の規定は、ケルン皮革工業関係のツunftにあって、15世紀のうちに皮鞣工、靴屋、ベルト加工師、革紐細工師といった、比較的成員数も多く有力な4ツunftで確認されるが、それはツunft制度の変容を考える場合、次の諸点で重要な意義をもつと思われる。

7) Göttmann, *a. a. O.*, S. 47. なお, R. Wissell に従えば, 既婚の職人は親方にとって, 手工業に関する規則・慣習を犯し易い, もぐりの手工業者 *Bönhase* と見なされるのが常であったという. Wissell, *Der soziale Gedanke*, S. 44.

まず、注意を引くのは、上記のような商人・手工業者が成員権取得に際して要求される条件はいずれの場合も、一定の貨幣額の支払いだけであり、特定職種に関する修業強制の規定は彼等には適用されないという点である。このことは、ツunftにとって、その職種に関する技術・知識とは全く無縁な層を、親方と等しく正規の共同体構成員として包摂することを意味しており、従って、それまでは形式的にせよ技術的熟練度を基礎として親方→職人→徒弟と階序制的に組立てられてきたツunftの構成自体に根本的变化が生じたことを示しているのである。

次に、第1点との関連で指摘されねばならないのは、上記のような商人や手工業者は、成員権を購入・取得することで、特定商品の販売権だけを認められたわけではないという点である。すなわち、先に名を挙げた4ツunftではいずれも、中世末以降成員が部外者のためにする工賃仕事が繰り返しかつ厳しく禁止された反面、15世紀中には成員相互間で取り結ばれるような問屋制的関係については、規約上でも認められていたわけだから、彼等も成員権取得後は、問屋制的関係を媒介として手広く生産を組織することを合法化されたのである。

さらに、もともと特定職種に関する技術とは全く無縁な層に、成員権の取得を強制・可能にした上記の規定によって惹起される変化は、個々のツunftの枠内には留まらない、という点は銘記されねばならない。すなわち、それは、それまで都市手工業生産を特徴づけて来た分業関係の在り方——すなわち、製造される商品別・職種別に、独自のツunftが形成されるといった形で進展してきた分業関係——自体を根底から揺さぶる契機ともなるのである。例えば、ベルト加工師と革紐細工師といった隣接職

種の場合に最も頻繁に見られるのだが、前記の規定に従って複数の成員権を購入・取得した商人や手工業者にとっては、それら複数の職種に股がって一貫した工程を同一の経営内に取り込んだ形で、従って、上記のような都市手工業を特徴づける分業関係のもつ制約を打ち破る形で、生産を組織することが可能となったのである。

(4)この時期ケルン皮革工業関係のツンフトにおいて見られるそれら3方向での変化を総合して言えば、次のようになる。

中世末頃には既に、少数の有力成員をその利害代表者に仰いでいたツンフトは、特定職種についての営業独占権をより強く主張するなど、いわばカルテル的性格を色濃く示し始める。しかし、中世末以降ツンフトにおいて進行した親方層分解と職人層の身分的固定化との結果として、ツンフト内部には既にツンフト成員のためだけではなく部外者のためにも進んで賃仕事を引受けるような、著しく『賃労働者』化した熟練手工業者の大群が形成されており、もはやその存在を無視した形で一方的に営業独占権を主張することは不可能な状況にあった。そこで、ツンフト側は、それら部外者にも成員権の取得を強制することを通じて、その営業独占権の維持を計ろうと試みるが、ベルト加工師と革紐細

工師との間の係争からも窺えるように、十分な成果を上げることはできず、かえって彼等に対して自営作業場を構えながら複数の職種にまたがった形で生産を組織するための法的裏付けを与える結果を招いているのである。このような形で彼等が大規模な生産を組織できたのは、既述のように、その前提条件がツンフト内部で十分に出揃っていたからにはほかならないが、それを一層容易にしていた次の事情もまた看過されてはならない。すなわち、ベルト加工師と革紐細工師との間の係争に際して都市当局が示した態度から窺える通り、また Kellenbenz によって、「生産は問屋制度によって強く刺激を受けていたが、それは残余のツンフトの諸制約が、しばしば市参事会の承認下に打破されるほどであった」⁸⁾と表現されているように、都市当局がツンフトの主張する営業独占権を大幅に制限するなど商人＝問屋主、手工業者＝問屋主の利害に適合的な政策を展開していたのである。

Irsigler によって強調された、中世末以降のケルン経済構造の転換は、このようなツンフト制度の変質を前提として初めて可能となったのである。

8) Kellenbenz, a. a. O., S. 365。